

第 3 章 産 業 建 設

1. 建設事業

1. 町公共土木事業

町村合併以降に於ける町の公共土木事業としては道路・橋梁の改良整備が主たる事業で、
 県費補助、町支出金、地元負担金により実施されたものである。

一級町道(巾員3メートル以上で大型車の通行可能なもの)に於ける橋梁は、その大部分
 が永久橋に架替えられたが、まだ次の箇所が木造として残っている。

宮之前榎谷線	西之谷橋
槻仰西線	槻之沢橋
全	小森橋
岩川線	岩川橋
嵯峨山線	下山線
西峰線	エンマ堂橋
川瀬井内線	東谷橋
蒔立線	蒔立橋
若宮2号線	若宮橋

別表 1.

年度別町公共土木一覧表

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
昭和35年度事業							
西の川橋梁	下畑の川	久万町	18m	2500000	1000000	875000	625000
風呂川橋梁	西明神	〃	12	1,800000	720000	630000	450000
計			30	4300000	1,720000	1,505000	1,075000
昭和36年度事業							
宮前明神	菅生	久万町	120	1400000	560000	490000	250000

種 目	地 区 名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
計			120町	1,400,000	560,000	490,000	250,000
昭和37年度事業							
病院線	久万	久万町	130	1,395,000	558,000	—	840,000
計			130	1,395,000	558,000		840,000
昭和38年度事業							
宝作橋線	上畑之川	久万町	20	800,000	320,000	280,000	200,000
緑ヶ丘	久万	〃	120	964,000	385,000	—	579,000
計			140	1,764,000	705,000	280,000	779,000
昭和40年度事業							
瀧宮橋梁	上畑之川	久万町	18	230,000	1,610,000	690,000	
上野尻	上野尻	〃	80	964,000	385,000	1,680,000	419,000
緑ヶ丘	久万	〃	22	760,000	304,000	—	456,000
計			120	4,024,000	22,990,000	850,000	875,000
昭和41年度事業							
中組	直瀬	久万町	350	220,000	880,000	770,000	55,000
尼ヶ滝	菅生	〃	1,940	1,160,000	—	—	11,600,000
久万川橋梁	露峰	〃	21	3,950,000	15,800,000	13,800,000	99,000
計			2,811	7,310,000	24,680,000	21,500,000	180,900
昭和42年度事業							
長瀧橋梁	直瀬	久万町	24	280,000	112,000	98,000	70,000

種 目	地 区 名	事 業 主 体	事 業 量	総事業費	事 業 費 内 訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
上狩場橋梁	下畑之川	久万町	6m	700000	280000	210000	210000
河上橋	二名	〃	60	2200000	880000	660000	660000
計			90	5700000	2280000	1256000	1570000

2. 県公共土木事業

県が実施した公共土木事業としては、災害復旧、砂防、道路改良、地這り対策、橋梁整備、河川改良等の各種事業が実施された。河川では直瀬川(段地区)、有枝川(明杖地区)、久万川(東明神唐子地区)、二名川(富重地区)、父野川(馬の地地区)、皿木川上流、西の川が特に災害も大きかったが、昭和42年に被災した父野川を除き、その殆んどが復旧整備された。

道路では、西条—久万線(峠御堂)、直瀬桜木線、美川—松山線(明杖地区)が、その他待避所設置、ガードレール設置、舗装等が実施された。

尚昭和36年には町道二名線が県道(久万—上尾峠線)に認定された。

橋梁では、国、県道共に木橋は殆んど永久橋に架替えられた。(上畑野川河の内地区に3箇所残っている。)

地這り対策事業としては、直瀬段地区、露峰西の川地区が実施された。町村合併以降、県工事の事業費総額は51800万円余である。町公共土木事業、県公共土木事業の事業費等の年度別内訳は別表〔1〕、〔2〕の通りである。

別表2.

年度別県公共土木事業一覧表

昭和34年度事業

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	2	480500	480500		
通常荒廃砂防	〃	〃	2	3,610000	3,610000		
地上対策	〃	〃	1	630000	630000		
橋梁整備	〃	〃	5	4,130500	4,130500		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国庫補助金	地元負担金	町助成金
計			10	8851000	8851000		
県単事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	3	587000	587000		
道路改良	〃	〃	5	11,496000	11,496000		
計			8	12083000	12083000		
合 計				20,934,000	20,934,000		
昭和35年度事業							
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	26	12,117,000	12,117,000		
災害関連	〃	〃	7	13,628,000	13,628,000		
通常荒廃砂防	〃	〃	4	9,581,000	9,581,000		
特殊改良	〃	〃	1	820,000	820,000		
橋梁整備	〃	〃	2	661,000	661,000		
計			40	42,757,000	42,757,000		
県単事業							
特殊整備	久万町	愛媛県	8	11,364,600	11,364,000		
道路改良	〃	〃	5	718,700	718,700		
計			13	12,083,300	12,083,300		
合 計				54,840,300	54,840,300		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国庫補助金	地元負担金	町負担金
昭和36年度							
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	41	18544700	18544700		
災害関連	〃	〃	6	11083000	11083000		
通常荒廃砂防	〃	〃	3	10433100	10433100		
地上対策	〃	〃	1	542400	542400		
国補改良	〃	〃	6	16066600	16066600		
計			57	56669800	56669800		
県単事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	2	693000	693000		
道路整備	〃	〃	2	6000000	6000000		
待避所新設	〃	〃	1	187400	187400		
河川局部改良	〃	〃	1	600000	600000		
砂防施設	〃	〃	1	280000	280000		
計			7	7760400	7760400		
合計			64	64430200	64430200		
昭和37年度事業							
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	49	30988600	30988600		
災害関連	〃	〃	10	20542300	20542300		
通常荒廃砂防	〃	〃	2	7738500	7738500		
地上対策	〃	〃	1	1353800	1353800		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
道路改良	久万町	愛媛県	2	19,340,800	19,340,800		
計			64	79,964,000	79,964,000		
県単事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	1	239,900	239,900		
待避所設置	〃	〃	1	178,000	178,000		
特別改良整備	〃	〃	2	10,830,000	10,830,000		
河川局部改良	〃	〃	1	490,000	490,000		
道路改良			1	1,360,500	1,360,500		
計			6	13,098,400	13,098,400		
合計			70	93,062,400	93,062,400		
昭和38年度事業							
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	17	112,608,000	112,608,000		
通常砂防	〃	〃	2	11,037,100	11,037,100		
道路改良	〃	〃	3	23,127,200	23,127,200		
計			22	45,425,100	45,425,100		
県単事業							
河川局部改良	久万町	愛媛県	1	380,000	380,000		
道路改良	〃	〃	2	490,000	490,000		
待避所新設	〃	〃	1	316,000	316,000		
橋梁整備	〃	〃	2	1,075,000	1,075,000		
砂防施設	〃	〃	1	330,000	330,000		
計			7	7,004,000	7,004,000		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
合 計			29	52429,100	52429,100		
昭和39年度事業							
公 共 事 業							
災 害 復 旧	久万町	愛媛県	22	10295200	10295200		
道 路 改 良	〃	〃	6	2142900	2142900		
特 殊 改 良	〃	〃	2	1883200	1883200		
通常荒廃砂防	〃	〃	2	12312900	12312900		
地 上 対 策	〃	〃	1	3020000	3020000		
計			33	29,654,200	29,654,200		
泉 単 事 業							
待 避 所 新 設	久万町	愛媛県	8	2720000	2720000		
道 路 改 良			2	2810500	2810500		
低 関 路 改 良	〃	〃	1	1900000	1,900,000		
砂 防 施 設	〃	〃	1	350000	350,000		
橋 梁 整 備	〃	〃	2	1,690,000	1,690,000		
計				9,470,800	9,470,800		
合 計			47	39,125,000	39,125,000		
昭和40年度事業							
公 共 事 業							
災 害 復 旧	久万町	愛媛県	12	7,605,500	7,605,500		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
通常荒廃砂防	久万町	愛媛県	3	183,660,000	183,660,000		
地上対策	〃	〃	2	3,146,800	3,146,800		
舗装新設	〃	〃	1	632,560	632,560		
道路改良	〃	〃	4	9,425,500	9,425,500		
計			22	448,69,400	448,69,400		
県単事業							
砂防施設	久万町	愛媛県	1	445,000	445,000		
橋梁整備	〃	〃	3	52,609,000	52,609,000		
河川改良	〃	〃	3	900,000	900,000		
道路改良	〃	〃	5	1,687,700	1,687,700		
開発改良	〃	〃	1	1,897,700	1,897,700		
待避所設置	〃	〃	4	13,997,700	13,997,700		
計			17	11,591,000	11,591,000		
合 計			39	564,60,400	564,60,400		
昭和41年度事業							
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	14	7,912,900	7,912,900		
通常荒廃砂防	〃	〃	3	20,809,300	20,809,300		
地上対策	〃	〃	1	666,000	666,000		
道路改良	〃	〃	3	10,353,100	10,353,100		
河川局部改良	〃	〃	1	1,827,000	1,827,000		
計	〃	〃	22	47,562,300	47,562,300		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
県単事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	2	1,110,800	1,110,800		
河川局部改良	〃	〃	3	475,000	475,000		
道路改良	〃	〃	5	7,167,200	7,167,200		
橋梁整備	〃	〃	2	3,752,500	3,752,500		
舗装新設	〃	〃	1	1,624,000	1,624,000		
舗装促進	〃	〃	1	495,000	495,000		
待避所設置	〃	〃	1	269,800	269,800		
ガードレール設置	〃	〃	1	435,000	435,000		
計			16	15,329,300	15,329,300		
合計			38	62,891,600	62,891,600		
昭和42年度事業							
公共事業							
災害復旧	久万町	愛媛県	3	2,135,700	2,135,700		
道路改良	〃	〃	4	21,169,000	21,169,000		
特殊改良	〃	〃	2	5,399,600	5,399,600		
通常予防砂防	〃	〃	2	11,114,600	11,114,600		
地上砂防	〃	〃	1	686,000	686,000		
河川局部改良	〃	〃	1	274,500	274,500		
計			13	49,372,800	49,372,800		
県単事業							
道路改良	久万町	愛媛県	2	270,000	270,000		
舗装新設	〃	〃	3	15,253,700	15,253,700		

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
					国庫補助金	地元負担金	町助成金
低 関 改 良	久万町	愛媛県	1	3,800,000	3,800,000		
待 避 所 新 所	〃	〃	2	344,800	344,800		
舗 装 促 進	〃	〃	1	565,000	565,000		
河川局部改良	〃	〃	4	1,335,000	1,335,000		
特 別 改 修	〃	〃	3	663,000	663,000		
計			16	24,670,500	24,670,500		
合 計			29	74,043,300	74,043,300		

3. 農地農業用施設災害復旧事業

農地・農業用施設にあっては、町村合併後3つの大きな災害を受けた。これは、昭和34年8月の6号台風により主として東明神地区及び二名地区が、昭和38年には、3月豪雪、6月長雨8月9号台風と相次いで被災、全町に於いて多大の被害があり、特に38年には直瀬段地区の被害が大きかった。また、昭和42年には7月豪雨により小田町が激大な災害を受けこれに隣接する父野川地区に大きな被害があった。その他、35年、36年、39年にも災害があった。前記3つの大きな災害については激甚災害として国より高率補助を受け90%からこれに近い補助率により、昭和42年度に於いて殆んどの復旧事業を完了した。災害復旧事業の年度別内訳については別表〔3〕の通りである。

別表3. 年度別農地農業用施設災害復旧一覽表

農地災害復旧事業

年 度	種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
昭和三十四年 昭和三十五年	農 (田)	椋 の 木 ナ メ ラ	久万町	8 a	122,000	109,800	12,200	
	農 (田)	下 直 瀬 種 の 奥	久万町	1 a	133,000	66,500	66,500	

年度	種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
水路災害復旧事業								
昭和 三十五 年度	水路	縦の木の ナメ	久万町	125m	331000	297900	33100	
	〃	縦の木の 〃	〃	25	133000	119700	13300	
	〃	東明神 宮の脇 東明神 六部堂	〃	36	409000	368100	40900	
	〃	血棟泉 〃	〃	58	334000	300600	33400	
	〃	宮の脇 〃	〃	44	132000	118800	13200	
	〃	〃	〃	12	127000	114300	12700	
	〃	〃	〃	48	459000	413100	45900	
	〃	山西根 風明神 呂川	〃	447	305000	274500	30500	
	〃	入野 〃	〃	21	155000	139500	15500	
	〃	上畑野川 オソゴへ	〃	16	123000	110700	12300	
	〃	〃	〃	33	257000	167050	89950	
			計			2765000	2424250	340750
昭和 三十六 年度	水路	直瀬子 〃	〃	12	131000	85150	45850	
	〃	上畑野川 遅明神 東栗	〃	27	159000	103350	55650	
	〃	〃	〃	34	186000	167400	18600	
			計		476000	355900	120100	
昭和 三十七 年度	水路	西明神 香東神 黒瀧	〃	20	142000	127800	14200	
	〃	〃	〃	21	121000	108900	12100	
	〃	クラビ 〃	〃	20	167000	150300	16700	
	〃	東明神 本組	〃	18	178000	115700	62300	
			計		608000	502700	105300	
昭和 三十九 年度	水路	二森名 〃	〃	73	1246000	1,130,122	116202	
	〃	〃	〃	22	436000	395452	40548	
	〃	父の川 〃	〃	20	306000	277,542	28458	
	〃	〃	〃	46	491000	445337	45,663	
	〃	露橋峰 〃	〃	24	291000	263,937	27,063	
	〃	〃	〃	18	180000	163,260	16,740	

年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
	水路	西明神 栄露谷 ウルク	久万町	18m ²	309,000	276,555	32,445	
	〃	下畑野川 榎の口	〃	97	(298,000) 1,212,000	(243,764) 1,099,284	(54,236) 112,716	
	〃	計		46	490,000	419,440	70,560	
					49,610,000	44,709,292	4,903,958	
昭和四十年 度	水路	東明神 高露山 若方宮 サヤノ神	久万町	30	722,000	536,446	185,554	
	〃	古〃 〃町	〃	14	241,000	174,966	66,034	
	〃	〃	〃	23	210,000	168,210	41,790	
	〃	計		30	1,605,288	1,265,588	339,700	
昭和四十一年 度	水路	上畑野川 土直出	久万町	13	106,300	80,325	25,975	
	〃	瀨船	〃	15	386,000	270,838	115,762	
		計			492,300	351,163	141,737	
昭和四十一年 度	水路	久万町 サヤノ神	久万町	31	122,000	107,760	14,240	
畦畔災害復旧事業								
昭和三十 六年 度	畦畔	東明神 唐子	久万町	28	119,000	91,511	27,489	
昭和三十 七年 度	畦畔	下畑野川 総津ケ谷	久万町	32	240,000	184,145	55,855	
昭和三十 九年 度	畦畔	直西 瀨六	久万町	05 (30)	190,000	145,759	44,241	
昭和四十 年 度	畦畔	直瀨 大寄	久万町	44 (102)	230,000	135,010	94,990	
	〃	西馬 〃	〃	11	159,000	101,442	57,558	
	〃	中馬 〃	〃	39	165,000	105,270	59,730	
	〃	猿口 〃	〃	41	231,000	147,378	83,622	
	〃	新屋越 直瀬 中馬	〃	22	146,000	91,872	54,128	
	〃	〃	〃	14	118,000	75,284	42,716	
	〃	〃	〃	45	205,000	130,790	74,210	

年度	種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
	畦 畔	直新 瀬倉 田	久万町	30 m	284000	181,192	102808	
	〃	天 〃 王	〃	45	224000	142,192	81808	
	〃	西 〃 馬	〃	16	166000	105,908	60,092	
	〃	ガロウ	〃	5 (28)	187000	161,194	25,806	
	計				2,115,000	1,377,532	737,468	
昭和四十一年度	畦 畔	露 峰 山 横 直 瀬 サクハダ	久万町	32	177,000	108,324	68,676	
	〃	上 畑 野 川 土 直 段 西 の ダ	〃	13	93,200	58,696	34,504	
	〃	河 の 内 た つ の	〃	61	323,000	206,074	116,926	
	計				1,428,322	720,804	424,028	
	昭和四十二年度	畦 畔	直 瀬 宮 の 首	久万町	008 (12)	109,000	61,668	47,332
頭首工災害復旧事業								
昭和三十 五 年 度	頭首工	東 明 神 黒 味 味	久万町	1ヶ所	242,000	217,800	24,200	
	〃	下 〃 ス ガ 〃	〃	〃	351,000	315,900	35,100	
	〃	五 〃 内 味 〃	〃	〃	167,000	150,300	16,700	
	〃	八 〃 坂 二 の 名 庄 屋 塚	〃	〃	323,000	290,700	32,300	
	〃	古 〃 敷 屋 〃	〃	〃	208,000	187,200	20,800	
	〃	坂 〃 本 〃 〃	〃	〃	244,000	219,600	24,400	
	〃	タ 〃 ミ ク 〃	〃	〃	112,000	100,800	11,200	
	〃	黒 〃 沢 〃 〃	〃	〃	441,000	396,900	44,100	
	〃	影 〃 浦 〃 〃	〃	〃	247,000	222,300	24,700	
	〃	樋 〃 口 上 直 瀬 名 ケ	〃	〃	210,000	136,500	73,500	
	〃	乙 〃 手 井 〃	〃	〃	227,000	147,550	79,450	

年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
	頭首工	上畑野川 狩	久万町	1ヶ所	186000	120900	65100	
	〃	〃 岩川	〃	〃	162000	105300	56700	
	〃	〃 オゴソへ	〃	〃	287000	186550	100,450	
	〃	〃 露土ブチ	〃	〃	391000	351900	39,100	
	計				4460000	3,746000	714000	
昭和 三十六年度	頭首工	西明神 西東明方 赤赤禰坂	久万町	1ヶ所	254000	159250	85750	
	〃	〃	〃	〃	516000	441,696	74,304	
	計				761000	600,946	160,054	
昭和 三十七年度	頭首工	東明神 久保田	久万町	1ヶ所	490000	441000	49000	
	計				490000	441000	49000	
昭和 三十八年	頭首工	二名口 種の禰王	久万町	1ヶ所	176000	114400	61,600	
	〃	〃 東山	〃	〃	105000	75810	29,190	
	計				281000	190,210	90,790	
昭和 三十九年度	頭首工	入野	久万町	1ヶ所	289000	208,658	80,242	
	〃	露五反峰 二富名重 露露峰 橋詰	〃	〃	406000	302,064	23,352	80,584
	〃	下野尻 馬野谷	〃	〃	206000	186,842	19,158	
	〃	入野	〃	〃	662000	592,490	69,510	
	〃	アラマ	〃	〃	727000	650,665	76,335	
	〃	ア	〃	〃	122000	109,190	12,810	
	〃	嵯峨山	〃	〃	152000	136,040	15,960	
	〃	下畑野川	〃	〃	225000	201,375	23,625	
	〃	直車瀬 堰	〃	〃	216000	184,896	31,103	
	〃	地主	〃	〃	149000	116,416	32,584	
	〃	下畑野川 エンマ堂	〃	〃	223000	170,595	52,405	
	〃	舟木谷	〃	〃	108000	82,620	25,380	
	計			〃	4288000	3,665,172	542,244	80,584
		頭首工	露峰 ねずみ神	〃	〃	309000	229,587	79,413

年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
	頭首工	二樋の口	久万町	1ヶ所	253000	166980	966020	
	〃	坂本	〃	〃	241000	174966	66034	
	計				783000	571533	211467	
昭和四十一年度	〃	直千古瀬	久万町	1ヶ所	225000	169830	55170	
	〃	父滝の川前	〃	〃	1,125,000	998,576	126,424	
	〃	久保田	〃	〃	631,000	560,352	70,648	
	〃	オバナ	〃	〃	141,000	124,822	16,178	
	〃	中塚	〃	〃	614,000	545,086	68,914	
	〃	宮崎の下	〃	〃	476,000	422,958	53,042	
	〃	宮の下	〃	〃	352,000	294,544	57,456	
	〃	宮崎の上	〃	〃	441,000	391,528	49,472	
	〃	サワシ	〃	〃	150,000	132,704	17,296	
	〃	田中	〃	〃	463,000	415,774	52,226	
	計				4,598,000	4,056,374	541,626	
橋梁災害復旧事業								
昭和三十五年度	橋梁	久万町の	久万町	1ヶ所	548,000	493,200	54,800	
	〃	二日名浦	〃	〃	304,000	273,600	30,400	
	〃	下	〃	〃	960,000	863,500	96,500	
	〃	東窪明神	〃	〃	256,000	230,400	25,600	
	〃	瀬一瀬	〃	〃	123,000	110,700	12,300	
	計				2,191,000	1,971,400	219,600	
昭和三十六年度	橋梁	直唐瀬	久万町	1ヶ所	129,200	59,235.2	69,964.8	
	計				129,200	59,235.2	69,964.8	
昭和三十七年度	橋梁	久万町の	久万町	1ヶ所	970,000	779,400	190,600	
	〃	龍東高	〃	〃	221,000	198,900	22,100	
	計				1,191,000	978,300	212,700	

年 度	種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
昭和三十一年度	橋 梁	二 帯 名 石	久万町	1ヶ所	763,000	267,096	495,904	
	計				763,000	267,096	495,904	
昭和三十三年度	橋 梁	露 中 峰 村	久万町	1ヶ所	483,000	438,081	44,919	
	計				483,000	438,081	44,919	
昭和四十一年度	橋 梁	直 瀨 川	久万町	1ヶ所	715,000	546,975	396,025	
	〃	く り み 下 畑 エンマ	〃	〃	302,000	231,030	70,970	
	計				1,017,000	778,005	466,995	
昭和四十二年度	橋 梁	父 の 川	久万町	1ヶ所	981,000	871,060	109,940	
	〃	〃	〃	〃	507,000	449,898	57,102	
	〃	サンダンジ	〃	〃	573,000	508,268	64,732	
	〃	オカノハナ	〃	〃	431,000	382,548	48,452	
	計				2,492,000	2,211,774	280,226	

小災害(単独災害復旧)

10万円以下

年 度	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
			起 價	そ の 他	町支出金
昭和36年度	55件	2997	2200	797	
昭和38年度	27件	2011	1582	429	
昭和42年度	32件	2438	1800	638	
計	114件	7446	5582	1864	

4. 建築事業

1. 町営建築事業

町付合併後の建築事業の主なものは、久万町役場庁舎、町立病院、公営住宅、町営住宅、下畑野川公民館、上畑野川集会所、上野尻集会所、入野隣保館、明神保育所、二名保育所、久万小学校本館、久万中学校特別教室及給食棟、直瀬中学校校体育館、畑野川小学校校体育館、父二峰中学校校体育館、畑野川中学校々舎増築、直瀬小学校プール、久万中学校プール、二名小学校プール等である。

この年度別事業費、規模等は別表〔4〕及教育予算調 参照

別表4.

年度別町営建築事業一覧表

種 目	地区名	事 業 主 体	事 業 量	総事業費	事 業 費 内 訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
昭和38年度							
		久万町	緑ヶ丘 木造1種10戸	13,931,000	4,993,000		8,938,000
公営住宅 建 設			住吉 木造2種 5戸				
			藤峰 木造2種 5戸				
計			20戸				
昭和41年度							
公営住宅 建 設		久万町	緑ヶ丘 木造1種10戸	10,890,000	4,479,000		6,411,000
			〃 木造2種 2戸				
			二 名 木造2種 3戸				
計			15戸				
昭和43年度							
公営住宅 建 設		久万町	春日台 簡易耐火平家10戸	9,758,000	4,852,000		4,906,000
計			10戸				
合 計			45戸	34,579,000	14,324,000		20,255,000

別表 4

町 常 住 宅 建 設 事 業

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
昭和 3 8 年 度 事 業							
町営住宅	住 安	久万町	648.81m ² (19628 坪)	5880000			

旧久万厚生病院の建物を移築及び改築し、家族寮と独身寮として建築した。

隣 保 館 建 設 事 業

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事 業 費 内 訳		
					国県補助金	地元負担金	町助成金
昭和 4 1 年 度 事 業							
入野 隣保館	大字 入野地区	久万町	1 館 139.7m ² 備品 51 点	3,603,000	1,818,000	0	1,245,000

久 万 庁 舎 建 築 の 概 要

1. 所 在 上浮穴郡久万町大字久万町字カチヤシキ 2 1 0 番地
2. 敷地面積 6,322 平方メートル (1,916 坪)
3. 庁 舎
 - (1) 構 造 鉄筋コンクリート 2 階建 搭屋付、温風暖房、水洗便所
 - (2) 建物面積 1,566.20 平方メートル (473.78 坪)

内訳	1 階	816.00	〃	(246.84 〃)
	2 階	726.74	〃	(219.84 〃)
	搭屋 (3 階)	23.46	〃	(7.10 〃)
 - (3) 高 さ 11.50 メートル
 - (4) 正面長さ 47.60 メートル
 - (5) 奥 行 27.00 メートル
4. 車 庫
 - (1) 構 造 鉄骨造り平屋建
 - (2) 建物面積 128 平方メートル (39 坪)

内訳	自動車庫	68 平方メートル (27 坪)
----	------	--------------------

自転車置場 60平方メートル (22坪)

5. その他

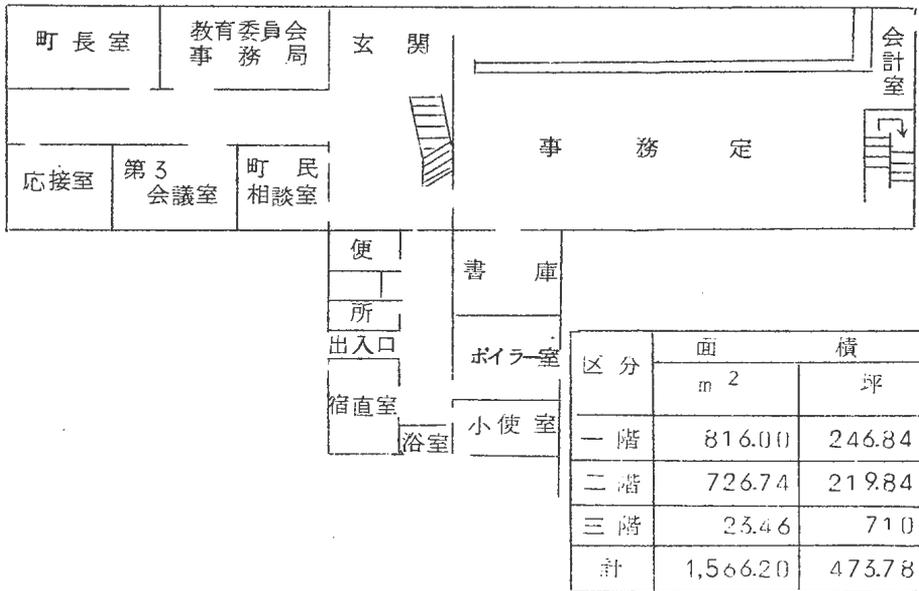
- (1) 設計者 株式会社 清水建設
- (2) 工事請負者 //
- (3) 着工 昭和37年 6月 1日
- (4) 完成 昭和38年 3月31日

6. 建築費

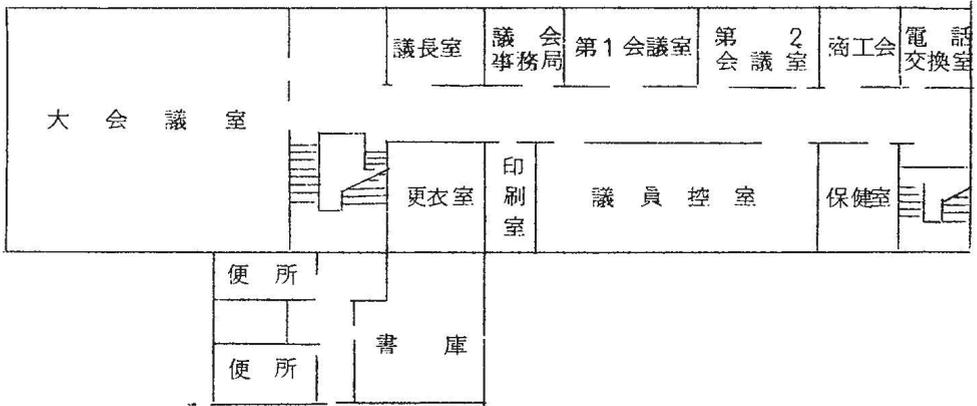
- (1) 用地買収費 5,980千円
- (2) 敷地造成費 3,958 //
- (3) 本館工事費 46,300 //
- (4) 車庫 // 842 //
- (5) 備品等購入費 3,034 //
- (6) その他工事及び雑費 3,100 //

合計 63,214 //

久万町庁舎平面図 (一階)



(二階)



2. 病院建設事業

本町立病院は、昭和32年度着手し、4次計画により医師住宅、看護婦宿舎、洗濯場等、基幹病院としての総合的機能が発揮でき得るよう整備強化を図ってきた。昭和35年度から行なってきた主な事業は、別表〔5〕のとおりである。

別表5.

病院建設事業

年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国県補助金	地元負担金	町助成金
昭和三十五年 度	建物 看護婦宿舎		木造スレート瓦ふき 二階建	396.1 ^坪	6120000	624000		5496000
	〃 医師住宅		木造スレート瓦ふき 平屋建	67.1	1,150,000	119,500		1,030,500
	〃		〃	67.1	1,150,000	119,500		1,030,500
	建物 洗濯場		〃	22.4	250,000			250,000
	〃 自動車庫		〃	26.1	200,000			200,000
	〃 自動車置場		〃	16.6	100,000			100,000
	小計				897,000	863,000		810,7000

年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国原補助金	地元負担金	町助成金
昭和三十六年度	建物 医師住宅		木造スレート瓦ふき 平屋建	77.4m ²	1,501,000			1,501,000
	小計				1,501,000			1,501,000
昭和三十七年度	建物 医師住宅		木造スレート瓦ふき 平屋建	77.4	1,640,000	276,000		1,364,000
	小計				1,640,000	276,000		1,364,000
	合計				12,111,000	1,139,000		10,972,000

3. その他建設事業

法務局久万出張所(登記所)

松山法務局久万出張所(登記所)の建物は昭和2年3月に久万凶荒予備組合から譲り受け、同出張所の庁舎として使用。木造家屋としての耐用年数ははるかに経過し、内外部共甚だしく腐朽したため昭和43年改築。

工事の概要

1. 建築床面積 事務所及び住宅(木造) 143.55平方メートル
書庫(ブロック) 39.75平方メートル
物置(木造) 4.97平方メートル
2. 事業費 32,700,000円
3. 工事期間 昭和43年6月15日着工, 同年9月12日完成
4. 施行者 高殿建設有限会社

駐在所

駐在所は県の行政機関であり県費で賄うべきであるが、従来の慣行に従って地元町村が建物施

設を提供した上、これらに対する維持修繕費及び運営等に要する経費の一部を支出していたが川瀬駐在所の新築に伴い、県当局と交渉の結果、昭和36年度に川瀬駐在所、翌37年度に父二峰駐在所を県に移管した。

川瀬駐在所新築状況

1. 建築床面積 事務室及び居宅(木造) 64.63平方メートル
物置 9.91 〃
2. 事業費 665,800円
3. 工事期間 昭和35年10月20日着工、昭和36年2月4日完成
4. 施行者 久万町大字直瀬 松本英作

職員寮(旧看護婦宿舎)

1. 改築床面積 木造瓦ふき二階建 一階 117.22平方メートル
二階 75.86 〃
計 193.08 〃
2. 事業費 旧看護婦宿舎曳移転工事費 410,000円
改築工事費 1,860,000円
3. 工事期間 昭和41年12月28日着工 昭和42年4月27日完成
4. 施行者 昭安土建 飯 福 雄

職場倉庫

1. 新築床面積(コンクリートブロック平屋建) 43.13平方メートル
2. 事業費 580,000円
3. 工事期間 昭和40年6月8日着工 同年8月20日完成
4. 施行者 沼田建設 沼田健男

5. 建設行政概括

建設行政は一般住民の不满、批判に耳を傾けながら、あくまでも住民の心を心として、公正な運営方法をとるべきであり、過去10年間このことを目標に各種の事業が計画実施された。町道については関係受益者の協力により維持管理して来た。特に道路愛護週間中には多大の御協力を得、道路愛護の目的を達成することが出来た。

災害については今迄に受けた災害から見ても毎年6—7月の長雨又は豪雨が8—9月に於ける台風時期に殆んど被災している。したがってこの時期における防災対策には万全の措置を講ずべきである。

2. 農 業 委 員 会

1. 農業委員会委員

町村合併に伴い、農業委員会委員も農業委員会等に関する法律の規定に基づき、久万町条例で定めた選挙委員11名による、公選法第1回農業委員会委員の告示がなされた結果、定員11名に対し、12名の立候補があり、34年5月19日選挙で11名の委員が選任された。

続いて農委法第12条の規定により、町長が農業協同組合、及び農業共済組合から推薦した理事各1名と、久万町議会が推薦する学識経験者5名を選任し、別表の如く第1回久万町農業委員会委員23名全員が決定した。

第1回久万町農業委員会長に、久保米四郎、副会長に重藤俊三郎、渡部伝が選任されたが、その後昭和35年4月1日に農業共済組合が合併したため、成野覚、光田一尾が辞任、同時に川瀬農協理事の任期満了に伴う改選で、石丸正助に代って石崎喜一が選任された。

任期満了に伴う第2回農業委員会委員の選挙は、昭和37年5月10日執行され、無投票により11名の選挙委員と、併せて11名の選任委員が決定し、委員の互選により、会長に重藤俊三郎、副会長に渡部伝、長栄佐陀雄が選ばれた。

昭和37年9月9日重藤会長の死去により、会長に長栄佐陀雄、副会長に田村仙十郎を選任した。

なお、久万町共済から重藤の後任として尾形旧四郎を選任した。

また、昭和38年5月川瀬農協理事の改選に伴い、石崎喜一から曾我定之、昭和38年8月31日西森勸の家庭の事情による辞任により、久万町農協理事大野義範が選ばれたが、昭和40年3月31日の久万町内5農協の合併により、大野義雄、渡部務、曾我定之、原畑重次郎大野義範が辞任した。

任期満了に伴う第3回農業委員会委員の選挙は、昭和40年4月28日執行、16名の選挙委員と、選任による委員6名も別表のとおり決定、会長に渡部伝、副会長に長栄佐陀雄、大野利男が就任した。

任期満了に伴う第4回農業委員会委員の選挙を昭和43年4月23日執行し、無投票による選挙委員16名と、選任による委員9名も別表のとおり決定し、委員の互選により、会長に長栄佐陀雄、副会長に菅万夫、松田茂清が就任した。

第 1 回 昭和 3 4 年 5 月 1 9 日 選挙

久 万		川 瀬		父 二 峰	
氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
西 森 勸	久万農協推薦	高 岡 勝 太 郎	選 挙	岡 田 元 一	町議会推薦
福 岡 為 雄	選 挙	石 田 孫 市	畑野農協推薦	成 野 覚	父二峰共済推薦
重 藤 勇	選 挙	岡 田 福 太 郎	町議会推薦	岡 田 清 丸	町議会推薦
渡 辺 利 勝	選 挙	平 岡 岸 春	選 挙	久 保 米 四 郎	父二峰農協推薦
重 藤 俊 三 郎	久万共済推薦	石 丸 正 助	川瀬農協推薦	白 石 研 太 郎	
菅 福 光	選 挙	渡 部 伝	選 挙		
和 田 知 知	選 挙	菅 正 成	選 挙		
露 口 久	明神農協推薦	光 田 一 尾	川瀬農協推薦		
松 田 茂 清	町議会推薦	石 崎 喜 一	川瀬農協推薦		

第 2 回 昭和 3 7 年 5 月 1 0 日 選挙

久 万		川 瀬		父 二 峰	
氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
中 田 篤 恵	選 挙	大 野 増 衛	選 挙	西 岡 忠 義	選 挙
大 野 周 一	〃	小 黒 強	〃	長 栄 佐 陀 雄	〃
秋 本 宗 義	〃	岡 田 福 太 郎	〃	原 畑 重 次 郎	父二 農協推薦
田 村 仙 十 郎	〃	渡 部 伝	〃	上 岡 京 雄	町議会推薦
石 丸 和 一	〃	渡 部 務	畑野農協推薦	中 田 文 郎	
大 野 義 範	久万農協推薦	曾 我 定 之	直瀬農協推薦		
大 野 義 雄	明神農協推薦	棟 田 値	町議会推薦		
重 藤 俊 三 郎	久万共済推薦	高 岡 勝 太 郎	〃		
松 田 茂 清	町議会推薦	石 崎 喜 一	川瀬農協推薦		
尾 形 旧 四 郎	久万共済推薦				
西 森 勸	久万農協推薦				

第3回 昭和40年4月28日選挙

久 万		川 瀬		父 二 峰	
氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
石丸 和一	選 挙	渡部 伝	選 挙	長栄佐陀雄	選 挙
松田 茂清	〃	大野 好高	〃	上岡 京雄	〃
秋本 宗義	〃	小黒 強	〃	井口 憲一	〃
森川 照雄	〃	小倉 重吉	〃	中田 文郎	町議会推薦
大野 利男	〃	高岡勝太郎	〃		
鈴木 利夫	〃	菅 万夫	久万農協推薦		
山之内嘉一	〃	日野 哲	町議会推薦		
大野 義雄	〃	岡田 政雄	〃		
石岡 作衛	町議会推薦				
金子敬一郎	〃				

第4回 昭和43年4月23日選挙

久 万		川 瀬		父 二 峰	
氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
渡部 勇美	選 挙	小倉 重吉		小泉 清道	選 挙
石丸 邦一	〃	岡田 政雄	選 挙	竹井 薫	
大野 豊	選 挙	渡部 務		大野 薫男	選 挙
鈴木 利夫	〃	大野 孝利	選 挙	長栄佐陀雄	〃
石丸 和一	〃	小黒 強	〃		
松田 茂清	〃	佐伯 宗繁	畑野川農協推薦		
金子敬一郎	町議会推薦	大野 好高	選 挙		
片山 寛一	選 挙	菅 万夫	〃		
大野 義雄	〃				
森川 照雄	〃				

2. 農地法第3条関係

(権利移動の制限)

農地法第3条とは、農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権・永小作権・賃権・使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合に、当事者が県知事の許可を受けなければならないと規定されている。

これにより、提出される許可申請に、当農業委員会の意見を付し、知事が処分するものである。

最近の動向として、零細農から800平方メートル以上の農家への所有権移転と、農業後継者への生前贈与が目立っている。

別表「6」は、昭和34～42年度間の農地等の所有権等移転・設定処理状況のまとめである。

別表「7」は、年度別農地等の所有権等移転・設定処理状況である。

第6表 昭和34～42年度農地等の所有権等移転処理状況(農地法定3条関係)

				農 地			採 草 地		
				許可件数	許 可 面 積 (a)			許可件数	許可面積 (a)
					田	畑	計		
農 地 法 第 三 条 台	所有権移転	自作地	無償	429	5717	3,621	9338	8	163
			有償	1,983	12,543	10,253	22,796	29	519
		小作地	自作地	199	1,221	324	1,545	—	—
			競公売	6	15	26	41	—	—
		賃借権	自作地	—	—	—	—	—	—
			小作地	—	—	—	—	—	—
	交 換	設 定	6	191	2	193	—	—	
		移 転	35	199	130	329	—	—	
	計		71	246	98	344	—	—	
	台 計		2,729	20,132	14,454	34,586	37	682	

第7表

農地法第3条関係年度別処理状況

年 度	自 作 地								小 作 地							
	農 地				採 草 地				農 地				採 草 地			
	有 償		無 償		有 償		無 償		有 償		無 償		有 償		無 償	
	件数	面積 (a)	件数	面積 (a)												
34	147	1,613	25	672	1	4	—	—	10	82	—	—	—	—	—	—
35	234	2,703	84	1,697	4	80	2	75	77	323	—	—	—	—	—	—
36	234	3,136	57	1,123	3	80	—	—	28	309	—	—	—	—	—	—
37	279	3,095	53	1,174	5	130	1	14	11	247	—	—	—	—	—	—
38	232	2,292	38	551	10	208	1	21	3	20	—	—	—	—	—	—
39	258	3,315	41	707	3	4	—	—	16	131	—	—	—	—	—	—
40	211	2,075	30	794	1	1	1	23	18	161	—	—	—	—	—	—
41	188	2,202	36	1,153	1	8	—	—	10	76	—	—	—	—	—	—
42	200	2,365	65	1,597	1	4	3	30	26	196	—	—	—	—	—	—
計	1,983	22,796	429	9,338	29	519	8	163	199	1,545	—	—	—	—	—	—

3. 農地法第4条関係

(転用の制限)

農地法第4条では、自分の農地を農地以外の目的で利用する場合、県知事の許可を受けなければならぬと規定されており、転用許可の申請により、当農業委員会が現地調査等を行ない、転用の可否について意見を決定し知事宛進達し、処分されるものである。

最近の動向として、山狭やその他戦後増反地として売渡された農地の転用事件が、特に目立って増えている。

別表「8」は、昭和34～42年度までの所有権に基づく転用の処理状況である。

第 8 表

昭和 34～42 年度転用農地の処理状況 (4 条関係)

	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野	
	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)
田	65	669	54	199	6	62	1	3
畑	93	1,502	45	100	9	41	5	139
合 計	158	2,171	99	299	15	103	6	142

4. 農地法第 5 条関係

(権利移動及び転用の制限)

農地法第 5 条では、農地を農地以外のものにするため、または、採草放牧地を採草地以外のものにするため、これらの土地について権利を設定し、または移転する場合には当事者が、県知事の許可を受けなければならないとなっている。

転用は、権利の移転・設定後譲受人が行なうものである。

最近では、国道 33 号線の改修に伴い、新国道添いの申請が目立っている。

別表「9」は、昭和 34～42 年度転用農地(所有権移転を伴う)の処理状況である。

別表「10」は、年度別農地転用(4 条・5 条)のまとめである。

第 9 表

昭和 34～42 年度転用農地(所有権移転を伴う)の処理状況 (5 条関係)

	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野	
	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)
田	5	73	101	510	23	187	—	—
畑	37	2,365	114	432	20	263	—	—
合 計	42	2,438	215	942	43	450	—	—

第10表

年度別農地転用状況一覧表(4.5条関係)

	山 林		宅 地		雑 種 地		原 野		
	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	件 数	面 積 (a)	
昭和 34	田	2	33	5	7	—	—	—	—
	畑	1	14	5	15	—	—	—	—
35	田	3	14	9	30	5	43	—	—
	畑	—	—	26	61	5	34	—	—
36	田	3	7	10	33	5	59	—	—
	畑	2	45	13	49	8	194	—	—
37	田	5	25	31	240	4	32	—	—
	畑	3	77	22	46	7	44	—	—
38	田	17	225	20	87	3	43	1	3
	畑	49	1,822	18	53	1	5	4	90
39	田	12	151	27	106	5	25	—	—
	畑	25	628	26	161	1	4	1	49
40	田	10	107	22	90	5	43	—	—
	畑	28	1,106	17	45	3	12	—	—
41	田	13	146	15	65	1	2	—	—
	畑	11	82	20	47	3	10	—	—
42	田	5	34	16	51	1	2	—	—
	畑	11	93	12	55	1	1	—	—
合	田	70	742	155	709	29	249	1	3
計	畑	130	3,867	159	532	29	304	5	139

5. 農地法20条関係事務処理状況

農地法20条では、農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限であって、その当事者は、県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならないと規定している。

この規定により、提出される許可申請に対し、農業委員会は委員会の総会に申請人の列席を求め、意見を聴取したのち委員会の意見をまとめ、議事録の写しを添付して知事宛進達し、知事が処分する。

別表「11」は昭和34～42年度の20条関係処理状況である。

第11表 昭和34～42年度農地(小作地)の返還処理状況(20条関係)

年 度	件 数	田 (a)			畑 (a)		
		合意解約	解 約	解 除	合意解約	解 約	解 除
昭和 34	3	40	—	3	—	—	—
35	25	62	17	56	27	12	43
36	28	95	18	15	53	8	1
37	20	54	11	53	15	—	6
38	13	64	—	—	10	2	4
39	14	66	22	5	27	—	7
40	10	27	—	4	25	—	—
41	7	36	—	—	16	—	—
42	9	34	—	—	10	—	—
計	129	478	68	136	183	22	61

6. 農地法第9条による買収

農地法第9条の買収は農地法第6条で所有できない小作地及び、小作採草放牧地として1項から6項に該当する小作地及び小作採草放牧地について、所定の手続きの後、国が買収する規定である。

別表「12」は年度別処理状況である。

第12表 農地法第9条の規定による買収

年 度	件 数	地 目 別		合 計
		田	畑	
40	4	4,287 m ²	1,733 m ²	6,020 m ²
41	1	1,059	—	1,059
42	10	313	1,097	1,410
計	15	5,659	2,830	8,489

7. 農地法第15条による買収

農地法第15条の規定による買収とは、旧自作農家創設特別措置法により、売り渡した土地等の買収で、前記の法律により、売渡された農地または、採草放牧地をその所有者及びその世帯員以外の者が耕作または、養畜の事業に供した時は、国がこれを買収する。

別表「13」は年度別処理状況である。

第13表 農地法第15条の規定による買収(旧自作農創設特別措置法により売り渡した土地等の買収)

年度	件 数	地 目 別		合 計
		田	畑	
昭和40	1	2,049 m ²	—	2,049 m ²
計	1	2,049	—	2,049

8. 農地法第36条の規定による売渡

農地法第36条の規定による売渡は、農地法第9条、第15条により国が買収した農地及び採草放牧地について、その土地につき現に耕作または、養畜の事業を行っている者で、自作農として農業に精進する見込みのあるものに売渡するものである。

別表「14」は年度別処理状況である。

第14表 農地法第36条の規定による売渡(農地・採草放牧地等の売渡の相手方)

年度	件 数	地 目 別		合 計
		田	畑	
昭和40	5	6,336 m ²	1,733 m ²	8,069 m ²
41	1	1,059	—	1,059
42	1	313	1,097	1,410
合計	7	7,708	2,830	10,538

9. 訴願事件処理状況

農業委員会等に関する法律第6条2項1号に規定されている農地等の利用関係についての斡旋及び、争議の防止に関する事項。その規定により、農地・採草地・薪炭林の境界・その他の紛争

事案により調停の申し出は下記の通りであるが、その都度、委員会に於て審議し現地調査を行ない、関係者の立会を求めて話し合いにより解決しているが、中には調停が成立するに至らず、調停裁判に持ち込むに至った事例もある。

別表「15」は、農委法第6条2項1号の処理状況である。

第15表 年度別訴訟事件処理状況(農委法第6条2項1号関係)

内容別 年度	境界紛争	水利紛争	その他	計
34	5	—	9	14
35	5	3	9	17
36	2	5	4	11
37	3	—	2	5
38	4	3	4	11
39	2	3	3	8
40	2	7	3	12
41	2	2	1	5
42	6	7	2	15
計	31	30	37	98

10. 農地等取得資金、自作農維持資金

貸付適格認定申請事務処理状況

この制度は昭和29年度より、自作農維持創設資金として発足し、農家の維持・創設を目的に最高20万円を限度とし、利率年5分で最高20年の元利均等年賦償還として貸付けられることになった。

昭和37年度より、この制度も農地取得資金、自作農維持資金と改められ、取得資金の最高限度額は40万円となり、39年には80万、41年からは100万円となった。

また、利率は37年から3分3厘に引き下げられ、最高25年の元利均等年賦償還となり、この資金の目的たる自立経営農家の育成のため寄与している。

なお、自作農維持資金は、最高限度額が昭和37年から30万円と改められ、以降据え置かれている。

合併以降における資金の利用状況は、別表「16」の通りであり、昭和40年度頃から資金利

用が大幅に伸びている。

第16表 農地取得資金，自作農維持資金貸付一覧表（昭和34～42）

区分 年度	自作地取得		小作地取得		維持資金								合計		備考
	件数	金額	件数	金額	疾病負傷		災害		負債		相統		件数	金額	
					件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
昭和34	9	163	—	—	—	—	19	184	3	47	—	—	31	394	金額万円
35	18	352	6	103	2	25	—	—	7	127	—	—	35	607	
36	21	531	2	31	—	—	—	—	8	180	—	—	31	742	
37	30	859	1	12	—	—	—	—	8	217	—	—	39	1088	
38	21	680	1	15	—	—	6	102	10	215	2	60	40	1,072	
39	42	1,871	4	81	—	—	—	—	6	115	—	—	52	2,067	
40	49	2,068	2	57	—	—	—	—	5	75	1	30	57	2,230	
41	26	1,140	1	20	—	—	—	—	1	20	1	30	29	1,210	
42	51	2,415	10	257	—	—	—	—	2	48	—	—	63	2,720	
合計	267	10,079	27	576	2	25	25	286	50	1,044	4	120	375	12,130	

1.1 農地等交換分合事業

昭和40年度から実施された農業構造改善，土地基盤整備事業の前提として東明神・本明神地区（本組・中組）及び畑野川ナベラ地区（狩場・中村）の二地区を，昭和39年度事業として別表「17」の通り交換分合を実施した。

これを契機に地元の強い要望もあり，昭和41年度事業として，大字直瀬・上畑野川の両地区も別表「18」の通り実施し，ともに優秀な成績をおさめ，39年度には畑野川，狩場地区，41年度には下直瀬地区がそれぞれ知事表彰を受けた。

また，昭和43年度事業として，父二峰地区及び菅生地区の交換分合事業についても，対象面積200ヘクタールでこの4月実施を決議し，以来事業啓蒙のための部落周知会を終り，計画に入っている。

第17表

昭和39年度交換分合計画明細書

(部名)	実施地区 計画面積(移動面積)						法97条 3項の 同意	移 動 率	備 考	
	面積	農家数		権利別移動面積						計
		農家 戸数	法97 条1項 同意	法102条 (所有権)	法104条 (賃借権 設定)	法107条 (賃借権)				
本明神地区	m ² 495867	戸 96	96	m ² 92231			m ² 92251	人 43	% 18	
ナベラ地区	495867	70	70	198347			198347	45	40	
計	991734	166	166	290578			290578	88	29	

第18表

昭和41年度交換分合計画明細書

久万町

地区名	実施地区		計画面積(移動面積)					移 動 率	関 係 農 家 率	集団化状況			備 考
	面 積	農家数		権利別移動面積			法97 条3 項の 同意			前後団地数		集 団 化 率	
		農 家 数	法97 条1項 同意	法102条 交換 (自作地)	法104条 交換 (賃借 権設定)	法107条 交換 (小作地)				計	前		
上畑野川	ha 50	戸 71	戸 71	ha 95			ha 95	人 61	% 19	% 85	8.6	65	% 28
上直瀬	100	122	122	102			102	75	10	61	7.4	60	21
下直瀬	50	75	75	103			103	65	21	87	7.4	55	30
計	200	268	268	300			300	201	15	75			

3. 農林業生産状況整備事業

1. 土地改良事業

a. その概要

ここでいう土地改良事業とは、土地改良法に示されている、農道の新設改良・水路の改修・かんがい・排水・頭首工の新設改良など久万町に直接関係のあった農業土木事業をさしている。一般にこれらの土地改良事業は、大別すると次のように区分される。

(1) 団体営土地改良事業

受益面積が15ヘクタール以上のもので国庫補助の対象となり、補助率は5割以内

(2) 県単独土地改良事業

受益面積は国庫補助対象面積以内の小規模で、単年度の事業費も小額である補助率4割

(3) 融資単独事業

農林漁業金融公庫から、土地改良区、農協・農家の集団施行(共同施行)が、総事業費の8割以内を借入れして行なう事業。

以上の如き区分により事業が実施されるが、久万町の場合、合併直後において土地改良事業については、それぞれ町条例を公布して次のような助成措置をとっている。

1. 団体営、県単独の道路、橋梁については総事業費の6割5分に達するまで助成する。
2. 同じく、かんがい施設は5割に達するまで助成する。
3. 町内のへき地となる部落の道路については昭和41年度から7割に達するまで助成することになった。

(4) 融資単独事業は認定事業費について、次の通り助成する。

- a 農道、牧場、林道の公共性を有するものについて、単年度限り1割2分の助成。
- b かんがい用施設については5分の助成。

(5) 道路・林道については、その用地が国庫補助の対象とならない場合、町の定める基準単価の6割5分の助成。

これら通常工事の他に、臨時措置としての小団地開発土地改良事業、干害応急対策事業(別項記載)などがあるが、これらについても町は、先程述べたようなつき足し助成の基準を適用している。

a 農道整備事業

現行土地改良法・同施行令によると、2メートル以上の幅員であれば、補助の対象として認められることになっている。しかし、行政指導としては国庫補助の場合通常3.6メートル以上とし、県単独事業の場合も昭和35.6年頃までは2メートル幅員を認めていたが、それ以降は国庫に準じて3メートル以内の幅員を認めないよう指導されている。また延長については、国庫補助対象は500メートル以上、(2年以上の継続も可)を原則とし、県単独事業の場合は大費、各路線の総事業費は単年度で100万円以内とされている。

合併後における久万町の農道事業は別表「18」のとおりであるが、昭和35年頃からの高度経済成長により毎年設計単価の改訂が行なわれ、年率約1割前後の単価増がある。

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補償費 町助成金	受益者負担 町支出金
						国県補助金	地元負担金	町助成金		
三十四年	団体営	西河之内	久万町	886 ^m	1,914,000	765,600	574,200	574,200	217,300	209,795
	単	栄谷		(幅員2.0m) 1203	200,000	60,000	70,000	70,000	187,600	
	〃	直瀬田辺		(幅員3.6m) 394	200,000	60,000	70,000	70,000	3,055	
	〃	父の川芋坂		(幅員3.6m) 451	295,000	88,500	103,250	103,250	12,000	
		計			1,090.8	2,609,000	974,100	817,450	817,450	251,115
三十五年	団体営	西山		1,327.5 ^m	2,400,000	960,000	840,000	600,000		
	小団地	露峰中村			1,720,000	688,000	602,000	430,000	25,000	
	単	父の川芋坂		(幅員3.6m) 150	600,000	240,000	210,000	150,000		
	〃	菅生山の下		(幅員2.0m) 200	204,000	81,600	71,400	51,000	261,700	
	〃	上野尻上の中		(幅員2.0m) 150	150,000	60,000	52,500	37,500	27,404	
	〃	久万町曙		(幅員2.0m) 32	100,000	40,000	35,000	25,000	13,860	
		計			1,859.5	5,174,000	2,069,600	1,810,900	753,500	799,600
三十六年	団体営	西山		288.8 ^m	932,000	372,800	326,200	233,000		
	〃	高山		463	2,700,000	1,880,000	990,000	675,000		
	〃	永子		285	1,647,000	658,000	576,450	411,750		193,686
	単	西明神栄谷		200	200,000	80,000	70,000	50,000	18,629	
	〃	上畑野川宝作		100	300,000	120,000	105,000	75,000	35,041	
	〃	直瀬下条		200	316,000	126,400	110,600	79,000	19,357	
	計			1,536.8	6,095,000	2,437,200	2,178,250	1,523,750	730,270	
三十七年	団体営	高山		340.7 ^m	3,734,000	1,493,600	1,306,900	933,500		
	〃	永子		322.7	2,983,000	1,193,200	1,044,050	745,750		751,671

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補償費 町助成金	受益者 負担町 支出金
						国 補助金	地 元 負担金	町 助 成 金		
三十七年	団体営	槻の沢		172 ^m	1,334,000	533,600	466,900	333,500		
	県単	直瀬唐谷	川上	85	427,000	170,800	144,450	106,750	29,553	
		菅生長谷		62	250,000	100,000	87,500	62,500	20,229	
		父の川馬之地		73.10	332,000	132,800	116,200	83,000	12,500	
		下畑野川引地	川上	60	250,000	100,000	87,500	62,500	7,641	
		直瀬大寄	川上	23.2	375,000	142,800	124,950	89,250	19,843	
		露峰若宮		19	856,000	342,400	299,600	219,000	6,759	
		計		1366.5	1,023,000	420,920	3,678,050	2,635,750	9,652.5	
三十八年	団体営	高山		283.7	1,872,000	748,800	655,200	468,000	422,000	
		永子		194.0	1,696,000	678,400	593,600	424,000	405,000	377,459
		槻の沢		350.62	3,448,000	1,379,200	1,206,800	862,000	397,000	
	県単	露峰若宮		21.9	794,000	317,600	277,900	198,500		
		直瀬大寄		10.6	299,000	119,600	104,650	74,500		
		東明神小休場		32.5	1,070,000	42,800	37,450	26,750	12,904	
		計		893.32	8,216,000	3,286,400	2,875,600	2,053,750	1,236,904	
三十九年	県単	高山		50	200,000	80,000	70,000	50,000	13,892	
	〃	中条		91.02	300,000	120,000	105,000	75,000	30,570	
	〃	宝作		78.18	300,000	120,000	105,000	75,000	17,472	
	〃	小休場		60	250,000	100,000	87,500	62,500	14,976	
		計		279.2	1,050,000	420,000	3,675,000	2,625,000	49,397	
四十年	県単	クルミヤブ		31.50	164,000	65,600	98,400			
		千子田		8.29	400,000	160,000	240,000		28,816	

事業年度	種 目	地区名	事業 主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補 償費町 助成金	受益者 負担町 支出金
						国 庫 補助金	地 元 負担金	町 助 成 金		
		中 条		82 ^m	300000	120000	180000		28735	
		計		1964	864000	345,600	518,400		57,551	
四十一年	団体営	段		579.7	7,957,000	3,977,700	2,785,750	1,193,550		
		永 久		661	8,279,000	4,138,900	2,898,250	1,241,850	513,000	
	県単	竹屋敷		46	982,000	392,800	343,700	245,500		
		高 山		129.7	679,000	271,600	237,650	169,750		
	農 構	中 村		(4.0m) 534.4	4,042,000					
		計		1950.8	21,939,000	8,281,000	6,265,350	2,850,650		
四十二年	団体営	段		249.5	4,309,000	2,153,900	1,508,750	646,350	651,000	
	県単	高 山		側壁 30.	3,620,000	144,800	90,500	27,150		
		長 と ろ		62.1	600,000	240,000	210,000	150,000	35,053	
		竹 屋 敷		27.0	694,000	277,600	242,900	173,500	471	
		大 屋 敷		(4.0m) 28.0	1,320,000	400,000		920,000	250,000	
		計		396.6	7,285,000	3,216,300	2,052,150	2,161,350	711,524	
台 計				9569.92						

また、昭和38年頃からは耕りん機、トラクター、自家用トラックの普及によって農林道に対する要望は年々高まっているが、国庫補助の対象となるには15ヘクタールという広い受益面積を必要とするために、いきおい県単独事業の該当事業となる。

しかし、県費の割当てが少ないために十分地域の要望を満たすところにはいたらないし、地域の側にも、さて実際予算の確保となれば関係者全員の同意、あるいは地元負担金等についてかなりの困難があり、特に道路敷地(つぶれ地)についての協議が難行する場台が多く、関係者の悩みがつきない。

しかし最近の傾向として道路は出来る限り自分の耕地に接近してほしいという希望が高まり、従前の如く、道路敷地の提供をしぶる農家が減少する反面、負担額の軽減についての要望が高ま

っている。

労働力の価値が高まると同時に農作業の機械化は当面の急務とされており耕地内農道の建設は極めて重要な問題となってきた。

しかし、この10年間における農道建設のテンポ、あるいは事業費の値上がりなどから考えても、予想される事業量を今までのような方策で進めていくことの困難さは論ずるまでもなく、したがって、せめて耕うん機の通路が容易となるための道路建設、すなわち、格落ち農道(作業道)の建設を検討する必要にせまられている。

b 頭首工および水路改修

昭和39年改正の河川法により、久万町を貫流する4つの河川、およびそれに接続する主要河川は、仁淀水系に属し1級河川に指定された。

したがって建設大臣が直接管理する河川として、河川、及びその流水についても、きびしい管理指導がなされることになった。

久万町には、742ヘクタールの水田があり、その内約8.5割600ヘクタールのかんがい用水は、1級河川から頭首工によって止水し水路へ導入する。

河川法により建設大臣に申請している河川、及び頭首工の数は別表「19」のとおりである。

これら238か所の頭首工の大部分はコンクリートに改修されたが、まだ1部には空石橋、木造ゼキのものも残っているが、河川の特殊性から災害で根こそぎ破壊された時でなければ改修はむずかしく、現在までの改修もほとんど災害復旧工事として実施されたものである。

この他に1級河川以外の小河川には小規模の頭首工がかなりの数あり、さらに6つのため池(別表「20」)からの水路を加えると長距離となる。

水路改修については、団体営と県単事業、融資事業があることはすでに述べたが、最近では毎年のように干害の被害があるため水路改修の要望は強く、ポンプ揚水施設の増加も目立ち、慣行水利権の混乱も生じている。

特に簡易なパイプの一般普及と動力の能率的な機械の登場により水利権問題に新たな課題を提起している。

合併後の水利改善のための水路改修事業は別表「21」のとおりである。

第19表

久万町1級河川頭首工設置一覽表

地区名	河川名	頭首工数
久万地区	久万川	28
〃	栄谷川	19
〃	皿木川	11
〃	唐子川	7
川瀬地区	有枝川	31
〃	直瀬川	28
〃	黒妙川	1
〃	東谷川	5
〃	永氏川	9
父二峰	二名川	48
〃	西之川	4
〃	父野川	21
〃	広蔵谷川	5
〃	桑木谷川	11
〃	由良野川	5
〃	美野須川	5
計	16	238

第20表

久万町溜池設置一覽表

地区名	名称	面積	貯水量
久万地区	池の峠	3,550 m ²	11,500 m ³
〃	久野尻	4,930 〃	26,400 〃
〃	馬頭	12,930 〃	46,100 〃
〃	コンピラ	1,940 〃	7,000 〃
川瀬地区	土段	430 〃	8,700 〃
〃	寺ノ上	9,600 〃	14,400 〃

第21表

年度別水路事業費明細

事業年度	種 目	地区名	事業 主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補 償費町 助成金	受益者 負担町 支出金
						国 県 補助金	地 元 負担金	町 助 成 金		
三十四年	県 単	橋 詰	久万町	285 ⁰⁰	150000	60000	82500	7500		
	〃	東 条	〃	437	100000	40000	55000	5000		
	〃	帯 石	〃	314	150000	60000	82500	7500		
		計		1036	400000	160000	220000	20000		
三十五年	小 団 地	菅生中の村	久万町	732	691000	276400	380500	34550		
	〃	黒 沢	〃	722	649000	259600	356950	32450		
	県 単	高 殿	〃	100	100000	40000	55000	5000		
	〃	上 野 尻	〃	300	179000	71600	98450	8950		
	〃	狩 場	〃	100	100000	40000	55000	5000		
	〃	五 反 田	〃	150	150000	60000	82500	7500		
	〃	栄 谷	〃	100	100000	40000	55000	5000		
	〃	露 峰 中 村	〃	170	100000	40000	55000	5000		
	計		2374	2069000	827600	1138400	103450			
三十六年	県 単	下畑野総之川	久万町	150	105000	42000	52500	10500		
	〃	日 之 地	〃	200	245000	98000	122500	24500		
	〃	菅生中通	〃	250	300000	120000	150000	30000		
		計		600	650000	260000	325000	65000		
三十七年	県 単	東明神水車	久万町	510	1031000	305200	0	725800		
	〃	土 釜	〃	198	250000	100000	25000	125000		
	〃	五 味 田	〃	200	100000	40000	20000	40000		
	〃	西 の 浦	〃	87	150000	60000	75000	15000		
	〃	久 保 田	〃	202	150000	60000	75000	15000		

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補償費町支出金	受益者負担町支出金
						国県補助金	地元負担金	町助成金		
	県単	古子沖	久万町	174 ^卯	143,000	57,200	71,500	14,300		
	〃	中の村	〃	338	300,000	120,000	150,000	30,000		
		計		3280	2,124,000	742,400	4,165,000	965,100		
三十八年	県単	北村	久万町	250	800,000	320,000	1,600,000	320,000		
	〃	東明神土釜	〃	176	300,000	120,000	30,000	150,000		
	〃	河内	〃	200	200,000	80,000	40,000	80,000		
	〃	五味田	〃	1	100,000	40,000	20,000	40,000		
	〃	露土峰井手	〃	200	200,000	80,000	100,000	20,000		
	〃	久万大井手	〃	108	200,000	80,000	40,000	80,000		
	計		934	1,800,000	720,000	3,900,000	690,000			
三十九年	県単	五味田	久万町	140	100,000	40,000	50,000	10,000		
	〃	大井手	〃	100	200,000	80,000	100,000	20,000		
		土井手		200	200,000	80,000	100,000	20,000		
	県・単	土釜	久万町	92	150,000	60,000	75,000	15,000		
	〃	葛橋	〃	34	100,000	40,000	50,000	10,000		
	〃	岩川	〃	81	150,000	60,000	75,000	15,000		
	計		647	900,000	360,000	450,000	90,000			
四十年	県単	大井手	久万町	105	200,000	80,000	120,000			
	〃	大釜	〃	1315	200,000	80,000	120,000			
	〃	菅生	〃	2808	482,000	192,800	289,200			
	〃	棟田	〃	150	150,000	60,000	90,000			
	〃	クサギ	〃	177.6	100,000	40,000	60,000			

事業年度	種 目	地区名	事業 主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補 償費・町 助成金	受益者 負担・町 支出金
						国 県 補助金	地 元 負担金	町 助 成 金		
	泉 単	ど ん だ	久万町	108 [㎡]	100000	40000	60000			
	〃	土 釜	〃	289	479,000	191,600	287,400			
	〃	仰 西	〃	11	209,000	83,600	125,400			
	〃	大 井 手	〃	148	297,000	118,800	178,200			
		計		1,400.9	2,217,000	886,800	1,330,200			
四 十 一 年	泉 単	土 釜	久万町	203	228000	91200	114000	22800		
		大 井 手	〃	49	100000	40000	50000	10000		
		ク サ ギ	〃	177	100000	40000	50000	10000		
		赤 土	〃	328.4	400000	160000	200000	40000		
	泉 単	唐 谷	久万町	1175	170000	68000	85000	17000		
	〃	影 浦	〃	295	250000	100000	125000	25000		
	〃	五 味	〃	155	250000	100000	125000	25000		
	〃	西 方	〃	189.2	170000	68000	85000	17000		
	〃	ニシマタ	〃	119.0	100000	40000	50000	10000		
	〃	西ノ川	〃	490	600000	240000	300000	60000		
	計		2,123.1	2,368,000	947,200	1,184,000	236,800			
四 十 七 年	泉 単	下 落 台	久万町	275	600000	240000	300000	60000		
		計		275						
合 計				12,670						

2. 土地改良区

現行土地改良区法によれば、公共の土地改良事業を行う団体として、国、県、市町村、土地改良区、農協となっており、この他に、知事の承認を受けた土地改良を行う農家の集団となっている。

しかし、公庫の融資を受けて事業が行えるのは、土地改良区または農協で、農家の集団の場合は共同施行事業として公庫の資金を一旦農協に貸付け、農協からの転貸となるため農協の議決機関の同意を必要とする。

従って全国的に融資を必要とする土地改良事業は、土地改良区の設立が進められて来た。

土地改良区は土地改良法に基づく知事認可の法人である。

久万町の場合、別表「22」の如き、3つの土地改良区がある。

川瀬土地改良区は旧村全域を対象とする組織であるために創立以来の事業内容も多いが久万郷及び若宮土地改良区は、ある時期の開田、開畑を目標として組織された。

小組織であるために事業の内容も小規模である。

これら土地改良区の事業は融資単独事業の場合、3分5厘の低利による20～25年償還の長期農林漁業金融公庫の貸付資金の利用が出来て農家に有利な方法となっている。

事業実績は別表「23～24」の通りだが、総事業費で1億円、融資額で約7,000万円、開田面積47ヘクタールの実績をあげている。

第22表

久万町内土地改良区概況

名 称	設立年月日	組合員数	理事数	理事長名	任期
川瀬土地改良区	昭和28年	620人	8人	光田繁光	4年
久万郷 〃	〃 34 〃	20〃	6〃	泉文次郎	2年
若宮 〃	〃 35 〃	25〃	5〃	恩地義一	2年

別表23

久万町内土地改良区融資事業一覧

年度	施行箇所	種目	面積	総事業費	融資額	受益 人数	代表者
34	出 股	開 田	ヘクタール 1.83	3,130 ^{千円}	2,130 ^{千円}		
〃	落 台	〃	3.52	7,990	5,510	11	泉 文次郎
	計		5.35	11,120	7,640		
36	大 寄	開 田	13.4	28,087	15,930	28	高岡勝太郎
〃	段	〃	3.53	9,612	7,680	10	大野 和市
〃	ソ リ	〃	3.45	6,049	4,840	14	高岡 保典
〃	ゴ ン ナ ル	開 畑	1.85	1,296	1,000	2	岡部 義信
〃	島 野	〃	4.44	2,278	1,050	1	大野 薫男
〃	若 宮	開 田	2.39	4,220	3,220	3	恩地 義一
	計		29.06	51,542	33,720		
37	チャイトリグバ	開 田	1.47	4,560	3,640	10	菅 丹吉
〃	上千萱礎	〃	0.57	1,410	1,120	7	〃
〃	下千萱礎	〃	2.1	6,240	4,990	10	〃
〃	ガ ロ ウ	〃	2.88	6,562	5,240	15	大野 直長
〃	先 蛭ノ岡	〃	1.0	2,168	1,410	1	光田 福繁 有限会社
〃	宮 の 首	〃	0.27	533	420	2	菅 隆綱
〃	西 ノ 浦	〃	0.65	1,225	970	3	尾花 快哉
〃	麻 生 田	〃	1.32	7,632	500	5	石丸 昇
〃	明神駄場	〃	2.32	4,830	3,840	17	大野 直長
〃	河 之 内	〃	0.83	958	700	2	石田多英雄
〃	〃	区画整理	0.32	500	390	1	〃
	計		13.73	29,618	23,220		

年度	施行箇所	種目	面積	総事業費	融資額	受益 人数	代表者
38	上田	開田	ヘクタール 0.21	千円 390	千円 310	1	織川 誠
41	〃	区画整理	0.21	404	290	1	武市 勝之
〃	西明杖	〃	0.24	408	300	1	稲田 実
	計		0.45	812	590		
42	直瀬	開田	1.01	2,759	2,200	9	石丸 正助
	合計		4.981	9,624	6,680		

別表2 4

川瀬土地改良区施行農道水路事業

年度	施行箇所	種目	総事業費	財 源 内 訳		
				融 資 額	補 助 金	自 己 資 金
37	唐谷	農道	427,000	—	277,550	149,450
〃	引地	〃	250,000	—	162,500	87,500
〃	大寄	〃	357,000	—	232,050	124,950
〃	西之浦	水路	150,000	—	75,000	75,000
〃	古子沖	〃	143,000	—	71,500	71,500
38	大寄	農道	299,000	—	104,650	194,350
〃	東井手	水路	400,000	310,000	—	90,000
〃	西井手	〃	524,000	410,000	—	114,000
〃	中村	〃	675,000	540,000	—	135,000
39	宝作	農道	300,000	—	195,000	105,000
〃	高橋	水路	1,000,000	—	500,000	500,000
〃	岩川	〃	150,000	—	75,000	75,000
	計		4,675,000	1,260,000	1,693,250	1,271,750

3. 耕地地すべり対策事業

山林の地すべり対策事業は林野庁及び県の林業課の治山・治水事業で実施されるが、農用地用の地すべり対策事業は、農政局及び耕地課の耕地地すべり対策事業で実施される。

久万町の場合、昭和39年度以降、この事業を実施しているが、いずれも事業費が100万円を越えるため、町の負担金は100分の1で他は全額国費で、いずれも県営事業となっている。

また耕地地すべり対策事業は、地質関係の専門学者の調査研究を経て知事の認可が決り、事業内容の決定がなされるのである。

久万町の事業は別表「25」のとおりである。

別表25 耕地地すべり対策事業

区分 年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国県補助金	地元負担金	町支出金
39	地すべり 対策事業	東明神山 高	愛媛県	測 試 験 量 費	1,012,000	1,011,000		110,000
40	〃		〃	排 水 路 401m	3,408,000	3,374,000		340,000
41	〃		〃	排 水 路 811m	5,168,000	5,146,000		520,000
42	〃		〃	排水路362.5m 排水ポウリング 605m	4,120,000	4,079,000		41,000
〃	〃	菅 生 谷 長	〃	測 試 験 量 費	2,000,000	1,980,000		20,000
43	〃	東明神山 高	〃	排水路526m ポウリング1,225m	8,030,000	7,949,000		81,000
	〃	菅 生 谷 長	〃	排 水 路 583.5m	8,454,000	8,369,000		850,000

4. 山林治山治水事業

治山治水事業は、主として、森林の林産物生産の基盤として、水源のかん養および国土の保全に重点がおかれた事業であり、100万円以上の事業は全額国費、県費事業、100万円以下は3分の2の県費補助の事業となっている。

久万町は、地形が急峻であり、降雪量、降雨量が多く、各種の災害に見舞われる頻度が高い。したがって、これら災害を防止するため砂防設備、保安林、地すべり防止施設、その他水害、風

害、被害等の災害を防止する事業が多く、町としても積極的に治山・治水事業と取り組んでいる。
合併後の事業をあげてみると別表「26」の通りである。

なお、県費助成事業は町が事業主体で、国費のものは県営である。

別表26

山林治山治水事業

区分 年度	種目	地区名	事業主体	施行 面積	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
34		直瀬 向田	愛媛県	ha 0.3	1368000	1368000		
〃		堀越	〃	50	2370000	2370000		
〃		東明神 横神通	〃	0.3	830000	830000		
〃		三坂	〃	0.2	500000	500000		
〃		大サコ	〃	0.2	580000	580000		
35		直瀬 堀越	〃	50	2530000	2530000		
〃		東明神 横神通	〃	0.4	1080000	1080000		
〃		皿木	〃	0.1	1470000	1470000		
〃		縦木	〃	0.3	1020000	1020000		
36		東明神 縦ノ木	〃	0.4	1,180,000	1,180,000		
〃		直瀬 堀越	〃	50	2,120,000	2,120,000		
〃		房代野	〃	0.3	1,550,000	1,550,000		
37		直瀬 堀越	〃	3.06	1,604,800	1,604,800		

区分 年度	種 目	地区名	事業主体	施行面積	総事業費	事業費内訳		
						国庫補助金	地元負担金	町助成金
38		露 峰		203	1,070,000	1,070,000		
		父二峰 大 峰		225	2,847,700	2,847,700		
	県 単	東明神 水戸口		02	600,000	$\frac{2}{3}$ 400,000	$\frac{1}{3}$ 200,000	
39		直 瀬 カゲウラ		2.19	1,480,000	1,480,000		
		東明神 皿 木		1.50	2,701,800	2,701,800		
		露 峰 ウルシ谷		655	4,149,900	4,149,900		
		ク フジャブ		407	2,854,400	2,854,400		
		二 名 小 払谷		1.71	1,454,500	1,454,500		
	県 単	久万町 トビノコ		0.1	210,000	$\frac{2}{3}$ 140,000	$\frac{1}{3}$ 70,000	
40		直 瀬 猿 口		4.72	2,452,500	2,452,500		
41		東明神 ツエガ谷		0.02	1,640,900	1,640,900		
42		露 峰 西ノ川		3.06	2,703,800	2,703,800		
	県 単	露 峰		0.1	234,000	$\frac{2}{3}$ 156,000	$\frac{1}{3}$ 78,000	

5. 林道事業

林道建設事業は、国庫補助による一般公共林道、県単独林道、昭和40年から3カ年継続で実施している林業構造改善林道、それに遅越、永子奥の国有林林道（全額営林署負担）となっている。

土地改良事業の項で説明しているとおり、久万町は合併以来、農道と合わせて林道も6割5分に達するまで町が足りし助成をしており、さらに林道の場合用地費は補助の対象と認められないので

全額町貸助成(基準単価により)としている。

林道は特殊な場合を除いて、森林組合が事業主体となっており、事業完了後は地元受益者で組織する林道愛護組合で維持管理する建前となっている。

林道幅員については、広域受益林分の場合は4メートルその他は3.6メートルとなっている。

最近における労働力の不足状況と賃金の高騰により、林業生産のコスト問題を中心をなすものが林道であるという考え方が一般に普及し、しかも従前林道は伐期に達した林地内に運搬道として、林道を望んでいたものが、今日では換育、造林にも林道が重要な役目を担うことになった。したがって従前の各種林道規格によらない簡易林道の開設について一般林家の要望が高まっている。

町村合併以降における林道の開設状況および、予算支出状況は別表「27」の通りである。

別表27 年次別林道開設事業一覧表

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補償貸助成金	受益者負担町支出金
						国県補助金	地元負担金	町助成金		
三十四年	一般	古台山	森林組合	1,662	4,600,000	276,000	1,380,000	460,000	140,719	680,000
	県単	芋坂		89	530,000	159,000	1,855,000	1,855,000	33,182	75,144
		計		1,751	5,130,000	2919,000	15,655,000	6,465,000	173,901	755,144
三十五年	一般	由良野	〃	1,020	6,000,000	3,000,000	900,000	2,100,000	319,515	
	県単	三本松	〃	141	400,000	1,600,000	140,000	1,000,000	10,578	
	〃	横の川	〃	158	400,000	1,600,000	140,000	1,000,000	28,092	
		計		1,319	6,800,000	3,320,000	1,180,000	2,300,000	35,798	
三十六年	一般	由良野	〃	1,650	3,200,000	1,600,000	1,480,000	1,120,000	879,918	
	〃	サラギ	〃	360	4,100,000	2,050,000	1,435,000	615,000	151,987	278,371
	〃	田辺	〃	750	3,000,000	1,500,000	1,050,000	450,000	161,610	
	県単	三本松	〃	128	850,000	340,000	299,500	212,500	13,000	
	〃	横の川	〃	183	600,000	240,000	210,000	150,000	40,216	69,020
	〃	中村	〃	220	735,000	294,000	257,250	183,750	—	224,000
		計		3,291	12,485,000	6,024,000	47,317,500	27,312,500	1,246,731	571,391
	一般	ひわだ	〃	1,340	5,300,000	2,650,000	795,000	1,855,000		1,801,700
		田辺	〃	480	1,860,000	930,000	651,000	279,000	65,815	

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	補助金			用地補償費	受益者負担町支出金
						国	地	町		
						県補助金	元負担金	助成金		
三十七年		皿木橋	森林組合	15	2300000	1150000	805000	345000	—	50000
		槇の川	〃	182	750000	300000	262500	187500	67249	86940
	県単	西の谷	〃	199	580000	232000	283000	145000	57199	15077
	〃	水鷄	〃	255	710000	284000	248500	177500	180960	
	〃	柳井	〃	300	960000	384000	336000	240000	220896	
	計			2771	12460000	5930000	3301000	3229000	592119	1953717
三十八年	一般	ヒワタ	〃	1020	6860000	3430000	1029000	2401000		1048080
	〃	西山	〃	301	5000000	2500000	1750000	750000	38310	
	県単	槇の川	〃	120	500000	200000	175000	125000	50869	57765
	〃	槇谷	〃	1644	730000	292000	255500	182500	35829	21500
	〃	唐子	〃	2340	1100000	440000	385000	275000	0	
	計			15685	14190000	6862000	3594500	3733500	125008	1127345
三十九年	一般	永子	〃	243	2865000	1420000	430000	1015000		
		上厚	〃	7200	3750000	2625000	752000	373000	115382	
		永子	〃	7185	4950000	3465000	99000	495000	178287	
		計			14385	8700000	6090000	1742000	868000	293669
四十年	林構	永子	〃	36710	5718000	4002600	1715400		106248	
		上厚	〃	361000	10070000	7049000	3021000		279819	
		ヒワタ	〃	390	3450000	2401000	1029000	514000	44065	
		計			2100	19218000	13452600	5765400	514000	430432
四十一年	林構	東本明神	〃	860	6753000	4727100	2025900		265299	
	〃	菅中生村	〃	770	4933000	3453100	1479900		168258	
	〃	下畑野川	〃	700	5941000	4158700	1782300		159708	
	県単	菅島生野	〃	220	660000	264000	297000	99000	33030	
	〃	二瀬名戸	〃	210	570000	228000	256500	85500	20709	
	林構	引立	〃	361135	7662000	5363400	2298600		128492	
	県単	永子町	菅	3997	1630000	652000		978000		
		計			42947	28146000	18846300	8140200	1162500	755496

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳			用地補償費 町助成金	受益者負担 町支出金
						国県補助金	地元負担金	町助成金		
四 十 三 年	県単	永子	町営	300m	1,500,000	600,000		900,000		
	一般	カゴバラ	一般	600	600,000	3,300,000	2,100,000	600,000		
	〃	高野	〃	1,000	5,190,000	2,595,000	1,816,500	778,500		
		計		1,900	12,690,000	6,495,000	3,916,500	2,278,500		
合 計				20,6767	122,684,000	71,358,900	34,366,850	18,477,250	3,975,041	440,7597

6. 干害応急対策事業

夏期における異状干ばつについて、国は農作物の被害を最少限度にくいとめるため、臨時応急の措置として水確保の施設・設置の特別助成を行うこととしている。

異状干ばつとは、連日干天15日以上、30日間の雨量が150ミリメートル以内という気象条件下において、それぞれの地方における貯水能力・作物の生育時期等いろんな条件を加味して決定される。

したがって通常の公共事業は、1年前に事業の計画、設計を県を経て国に申請・審査にパスして補助指令の後事業に着手するのだが、干害応急対策事業は事前に工事を完了した後で、その町村が干害地域に指定されれば、農林省の査定官が現地で現物に当り補助額を決定する仕組みとなっている。

国庫補助率は被害の程度により毎年様ではないが、大体3割から5割程度となっており、総事業費の査定額が5万円以内は県貸助成の対象となり、この場合補助率は3割以内である。

合併以降昭和42年までの干害応急事業は別表「28」の通りである。

これらの施設の大部分は水揚ポンプ、パイプ等が主なもので、水路改修が若干含まれている。

別表 28

千 喜 応 急 対 策 事 業 一 覧 表 (町 當, 共 同 施 行 分)

事業年度	種 目	地 区 名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳	
						国 庫 負担金	地 元 負担金
三 十 六 年 度	国 費	屋 敷 成			313,000	90,550	222,450
	泉 単	堂 林			44,000	17,600	26,400
	国 費	窪 田			60,000	24,000	36,000
	〃	前 井 手			63,000	25,200	37,800
	〃	上 河 原			181,000	72,400	108,600
	〃	埴 ケ 圃			53,000	21,200	31,800
					714,000	250,950	463,050
三 十 七 年 度	国 費	堂 林			95,000	38,000	57,000
	〃	西の浦溜池			94,000	37,600	56,400
	〃	堂 の 窪			78,000	19,500	58,500
	〃	乙 井 手			231,000	92,400	138,600
	〃	中 夕 巴			234,000	74,500	163,500
	泉 単	宮 の 下			40,000	12,000	28,000
	〃	沖 の 西			16,000	4,800	11,200
	〃	日 方			45,000	13,500	31,500
					833,000	288,300	544,700
三 十 九 年 度	国 費	入 野			59,000	17,700	41,300
	〃	水 子			57,000	17,100	39,900
	〃	下 組			60,000	18,000	31,900
	〃	薮 田			57,000	17,100	39,900
	〃	水 車			463,000	231,500	231,500

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳	
						国県補助金	地元負担金
三十一年度	県費	南狩場			48000	14400	33,600
	〃	岩宮			42000	12,600	29,400
	〃	中の村			49000	14,700	34,300
	〃	寺の下			38000	11,400	26,600
	〃	南狩場			39000	11,700	27,300
	〃	住吉			42000	12,600	29,400
	〃	段			40000	12,000	38,000
	〃	下狩場			28000	8,400	19,600
	〃	中駄馬			16000	4,800	11,200
	〃	白方			12000	3,600	8,400
	〃	山神			11000	3,300	7,700
	〃	水鶏			20000	6,000	14,000
					1,081,000	417,000	664,000
四十年度	国費	中の村			71000	17,250	53,750
	〃	日の地			65000	15,750	49,250
	〃	影			69000	16,250	52,750
	〃	立野			55000	20,000	35,000
					2,600,000	69,250	1,907,750
四十一年度	国費	高山			76000	18,100	57,900
	県費	大寄			16000	4,800	11,200
	〃	千子田			11000	3,300	7,700
					103,000	2,6200	7,6800

事業年度	種目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳	
						国庫補助金	地元負担金
四 十 二 年 度	国 貨	上 段			420,000	210,000	210,000
	〃	久 保 田			239,000	119,500	119,500
	〃	ナ ベ ラ			93,000	46,500	46,500
	〃	黒 滝			92,000	25,800	66,200
	〃	谷 田			74,000	20,760	53,240
	〃	報 国			94,000	25,680	68,320
	〃	野 中			84,000	23,760	60,240
	〃	中 組			84,000	23,280	60,720
	〃	棟 田			96,000	26,280	69,720
	〃	沖			54,000	14,040	39,960
	〃	高 橋			94,000	22,440	71,560
	〃	曾 里			75,000	34,500	40,500
	〃	屋 敷 成			58,000	23,000	35,000
	〃	トウバタ			62,000	24,400	37,600
	泉 費	ケ タ			42,000	12,600	29,400
	〃	滝 の 前			32,000	9,600	22,400
	〃	礎 の 木			34,000	8,000	26,000
	〃	六 部 堂			12,000	3,600	8,400
	〃	上 野 地			49,000	9,800	39,200
	〃	弓 場			35,000	7,000	38,000
〃	本 下			42,000	12,600	29,400	
〃	泉			33,000	6,600	26,400	

事業年度	種 目	地 区 名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳	
						国 庫 補助金	地 元 負担金
四 十 二 年 度	泉 貨	市 ノ 窟			75000	6600	15400
	〃	下 和 田			24000	4800	19200
	〃	袋 地			18000	5400	12600
	〃	堀 越			11000	3300	7700
	〃	中 駄 場			17000	5100	11900
	〃	千 子 田			30000	9000	21000
	〃	高 ツ ヤ			34000	10200	23800
	〃	谷 田			13000	3900	9100
	〃	坂 口			26000	7800	18200
	〃	龍 濟			25000	5000	20000
	〃	ヒ デ ン			10000	3000	7000
	〃	森 下			24000	4800	19200
	〃	馬 場			11000	3300	7700
						2165000	781940
合 計					5154000	1833640	3320360

7. 低開発地域振興対策事業

低開発地域とは、自然的、経済的及び文化的諸条件に恵まれない、南予、離島及びへき遠の地域を指している。

事業の目的は、地域の産業の開発を図るため、市町村又は、一部事業の開発が行なう公共的施設の整備及び地方自治体の重要施策の推進に要する経費に対し、県が単独予算を以って資金の貸付け、及び補助を出す事業である。

事業の種類と補助率は末記のとおりであるが、補助対象事業費は知事が認定することになっている。

久万町においても関係地域の開発に、または住民の福祉増進のため、昭和3.6.年度より、別表29にかかげている事業を実施してきた。

今後も本事業については、さらに地域開発のため全力をあげて努力してゆくものである。

事業種目と補助率

(1) 低開発地域産業開発資金貸付事業

1. 産業開発を促進するための基盤整備事業
2. 低生産部門の経済構造の改善事業
3. その他知事の必要と認める事業
4. 貸付額は300万円以上

(2) 低開発地域振興対策補助事業

事業種目	補助率
1. 道路橋梁整備事業	2分の1
2. 簡易水道整備事業	3分の2
3. 簡易下水道整備事業	3分の2
4. じん埃処理施設整備事業	3分の2
5. 診療所付帯施設整備事業	3分の2
6. 通学施設整備事業	3分の2
7. 集会所整備事業	2分の1
8. 保育所整備事業	3分の2
9. 電気事業	3分の2
10. 農林漁業者共同利用機械器具整備事業	2分の1
11. その他知事が必要と認める事業	2分の1

第 2 9 表

低 開 送 事 業 費 等 (町 支 出 金)

年度	種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業量	事 業 費 内 訳		
						国県補助金	地元負担金	町助成金
三十六年度	保育所教材	二 名	久万町	遊具一式	29500	19500		10,000
	〃	露 峰	〃	〃	28,900	19,300		9,600
	〃	明 神	〃	〃	62,900	33,300		29,600
	〃	直 瀬	〃	〃	50,000	33,400		16,600
	〃	畑野川	〃	〃	48,700	32,500		16,200
	小 計				220,000	138,000		28,000
三十七年度	水 道	直 瀬	久万町	簡易水道 新 設	1,098,000	732,000	230,000	136,000
	〃	中〇村	〃	〃	521,000	346,000	97,000	78,000
	〃	中 条	〃	〃	1,292,000	666,000	140,000	486,000
	有線放送	東明神	〃	有線放送 改 修	290,000	貸付金 210,000	228,500	571,500
	小 計				5,811,000	3,844,000	695,500	1,271,500
三十八年度	水 道	槇ノ川	久万町	簡易水道 新 設	1,162,000	774,000	330,000	58,000
	有線放送	父二峰		有線放送 改 修	217,600	貸付金 1,920,000	256,000	
	〃	嵯峨山		〃	605,000	貸付金 480,000	50,000	75,000
	小 計				3,943,000	3,174,000	636,000	133,000

(低 開 発) 事 業 費 等 (町 支 出 金)

年度	種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
						国県補助金	地元負担金	町助成金
四十年度	水 道	東地区	簡易水道新設		1,141,000	700,000		441,000
	小 計				1,141,000	700,000		441,000
四十一年度	橋 梁	落 合	久万町	2 1 m	400,000	200,000	140,000	60,000
	道 路	川 瀬 中 組	〃	139.5 m				
				橋梁 5 m	200,000	1,000,000	700,000	300,000
	道 路	(ハジガ)菅生	久万町	1947 m	1,029,000	(貸付金) 500,000	518,900	801,000
	小 計				1,629,000	800,000	7,289,000	1,701,000
四十二年度	道 路 橋 梁	吉 久 なかと3	久万町	道路 3 m 橋梁 2.5m	250,000	1,180,000	1,006,000	614,000
	集 会 所	明 杖	〃	19823 m ²	3,858,000	1,120,000	1,320,000	1,418,000
	〃	上野尻	〃	83,10 m ²	140,000	650,000	750,000	
	患者輸送車	父二峰	〃	自動車一台	128,000	850,000	-	430,000
	水 道	落合	〃	改 修	399,000	260,000	79,000	60,000
	〃	中 条	〃	〃	524,000	340,000	48,000	136,000
	橋 梁	落 合	〃	2144 m	4,039,000	(貸付金) 4,000,000		36,000
	小 計				14,300,000	8,400,000	3,203,000	2,697,000
合 計				42,405,000	24,256,000	11,823,500	6,325,500	

8. 農山漁村振興特別助成事業

久万、川瀬、父二峰の3か町村が合併し、町規模の適正化が進められた機会に、久万・父二峰地区は新農山漁村建設総合対策事業の指定を受けた。川瀬地区は昭和30年に指定を受け、事業は完了していたのである。

新農村事業は別名を新しい村づくり運動ともいって、戦後農政の重点が主食中心で進めてきたものを、適地適産農業に転換しようとするものであった。

新農特別助成事業は1地区1千万円の総合助成事業でその50%を国庫補助しようとするものである。事業種目は非常に多かったのであるが、本町においては共同施行の事業に約85%を投入した。結果は、この施設を通じて、共同化の推進や経営安定強化に対する新しい方向が芽生え、それが一つの転機となり次期対策である農業並びに林業構造改善事業への足掛りとも成って新農山漁村建設計画の事業は戦後農政転換と動きに連なっていた。

三地区の事業内容及び事業費は別表35のとおりである。

別表35

農山漁村振興特別助成事業

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国庫補助金	地元負担	町助成金
和牛共同出荷施設	明 神	明神農業協同組合	建物一棟22坪 機械器一式	186,000	80,000	106,000	
〃	久 万	久万町農業協同組合	建物一棟10坪 機械器具一式	196,000	86,000	110,000	
共同乾物施設	中の村	中の村椎たけ生産組合	機械器具一式 建物一棟10坪	370,000	160,000	210,000	
木炭倉庫	富 重	父二峰森林組合	建物一棟 20坪	270,000	117,000	153,000	
〃	上 厚	〃	〃	270,000	117,000	153,000	
共同製産施設	父二峰	〃	かま 3基 テント33張	118,000	50,000	68,000	
小 計				1,410,000	610,000	800,000	
共同集荷所	明 神	明神農業協同組合	建物一棟 343坪	1,300,000	520,000	780,000	
〃	父野川	父野川出荷組合	建物一棟 15坪	400,000	150,000	50,000	200,000
〃	中 村	中村出荷組	〃	400,000	150,000	50,000	200,000
共同畜舎	東明神	明神養豚組合	建物一棟 58坪	1,075,000	360,000	145,000	570,000
小 計				3,175,000	1,180,000	1,025,000	970,000

種 目	地区名	事業主体	事業量	総事業費	事業費内訳		
					国庫補助金	地元負担金	町助成金
共同集荷所	久万	久万町 農業協同組合	建物1棟 30坪	1,640,000	675,000	965,000	
和牛共同 出荷施設	中ノ村	横谷 出荷組合	建物1棟20坪 機械器具一式	234,000	95,000	139,000	
共同集荷所	父二峰	橋詰 出荷組合	建物1棟 30坪	828,000	372,000	456,000	
小計				2,702,000	1,142,000	1,560,000	
合計				7,287,000	2,932,000	3,385,000	970,000

9. 農林漁業制度資金

世界の先進諸国においても農林漁業は、国の保護産業として、財政的な援助施策がとられている。

わが国の場合特に食糧不足という戦後の特殊事情もあって、多岐にわたる補助制度が設けられていたが、食糧需給の見とおしもつき、農林業も他の産業と同様に企業的な方向をとる必要があるとして昭和30年頃から順次補助制度は整理され、個人的な補助金は昭和35年より、全面的に廃止され融資に切換えられることになった。以来融資制度は急速に拡大され、資金量も増加の傾向を辿っている。

現行の制度資金で久万町に該当するものの概要は次の通りである。

なお農作物に天災による大きい被害の生じた場合は、天災融資法の適用が発令されるが久万町の場合38年の豪雪、長雨、42年の干害について天災融資法が適用された。

近代化資金（資金、年度別）貸付状況一覧表

資金別	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
1号（施設）	1,100,000	480,000	2710,000	3,200,000	4,218,000	2,400,000	6,697,000
2号（農機具）	100,000	3,800,000	2,093,000	6,200,000	10,782,000	12,244,000	18,475,000
4号（繁殖中）							4,500,000
6号（小土地）						130,000	400,000
計	1,200,000	4,280,000	4,803,000	9,400,000	15,000,000	14,774,000	30,072,000

農業改良資金（資金，年度別）貸付状況一覧表

資 金 別	39年度	40年度	41年度	42年度
技 術 導 入	円	1,448,000円	4,947,000円	4,702,000円
後 継 者	300,000	300,000	800,000	1,480,000
計	300,000	1,748,000	5,747,000	6,182,000

天災資金（年度別）貸付状況

年 度	融 資 額	利 率	種 類	摘 要
38年度	2,340,000円	3分5厘	4月～6月の長雨	一般農業経営資金
42年度	1,400,000	6分5厘	7月～10月の干ばつ	一般林業経営資金
42年度	5,600,000	3分	7月～10月の干ばつ	一般林業経営資金

10. 農業構造改善事業

計画地域の指定

昭和35年総理大臣の諮問機関である農林漁業基本問題調査会は、日本農業の基本問題と基本対策を答申した。しかし、36年政府は西欧先進諸国の例にならって、農業基本法を制定し、同年から10カ年で全国3,100の市町村に1市町村平均1億1千万円の事業費で構造改善対策事業を実施することになった。

愛媛県でも初年度、県下13の市町村に計画地域の指定をしたが、その地域に久万町も含まれた。

計画樹立と林業総合調査

町は37年4月、産業課内に企画室を設計、専任職員を配置して、構造改善協議会を組織し、事業計画の樹立にとり組んだ。けれども、久万町の場合、農業にだけで将来自立出来る農家を考えるのはむりであり、林業と一体的な計画が大切であるが、林業問題がほとんどつ

かめておらない点から、林業に関する総合調査を愛媛大学に依頼した。

農学部林学関係各研究室の協力により37年から、2カ年をかけて、久万町林業の科学的な調査がまとまり、農業部門の計画との組み合わせもなされ、農協の合併統合の見とおしもついて昭和40年から事業の実施に移った。

事業計画の概要

農業構造改善事業はまず、町全体の農業方向を定め、地域の重点作目を選んで産地つくりを目途とし、事業実施の重点地区を選定して、土地整備(6割の事業費)大型機械化導入(事業費の4割)を図り個別農家の経営構造の变革を促進して、自立農家を養成しようとするものであった。

久万町は主幹作目の重点を果作の省力化において、肉牛肥育を付加してとりあげ、事業地区に本明神と畑野川のナベラ地区を選んで別表〔 〕の如き事業を行った。

これらの事業は合併した新しい久万町農協がすべて事業主体で、町は援助、指導の立場であった。

年度別事業実施状況(その1)

区分	番号	事業種目	第1年度実績(40年度)						第2年度実績(41年度)								
			事業量 ha	事業費	負担区分				事業量 ha	事業費	負担区分						
					国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金			近代化資金	その他	国庫補助金	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金
第二章 農業 補助事業	1	ほ場整備	149.3	24,855	12,417	4,964		9,930		2,488	115.6	19,092	9,546	6,813		7,620	1,926
	2	連絡区画									693	20,890	10,444	4,171	830	215	
	3	区画確定									219	65	32	12		36	
	4	予備費															
		小計		24,855	12,417	4,964		9,930		2,488		21,246	10,622	4,247	8,450	2,174	
補助事業	1	トラクター	2台	2042	1021				1021	20P	2042	1021			0	1021	
	2	群タスター	1台	185	92				93	S2	185	92				93	
	3	手調機															
	4	乾燥機															
		小計		2227	1,113				1,114		2227	1,113			0	1,114	
	計		27,062	13,530	4,964		9,930		3,602		23,473	11,735	4,247	8,450	3,288		
融資単独事業		バインダー															
		小計															
		計															
合計			27,062	13,530	4,964		9,930		3,602		23,473	11,735	4,247	8,450	3,288		

年度別事業実施状況(その2)

区分	番号	事業種目	第3年度実績(42年度)							事業量	事業費		
			事業量	事業費	負担区分								
					国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金			その他	
補助	土地 基盤 整備	1	ほ場整備	ha 17.5	38,988	千円 19,494	千円 (7,977)		千円 15,590		千円 3,904		
		2	連絡農道										
		3	区画整備	ha 24.1	118	千円 59	千円 (23)					59	
		4	予備費										
		小計			39,106	19,553	(7,820)		15,590		3,963		
事業	経営 近代 化 施設	1	トラクター										
		2	畦畔ダスター										
		3	モミ乾燥 調整施設									1ヶ所 1棟342坪	14,285
		4	コンバイン									2台	10,400
		小計											15,325
	計			39,106	19,553	(7,820)		15,590		3,963		15,325	
融資 単 独 事 業	協業		バインダー										
			小計										
	個人	1	畜舎改造	5	5,840				4,630		1,210	8棟	8,000
		2	サイロ										
		3	飼料処理機械	5	136				70		66	8組	320
	小計			5,976				4,700		1,276		8,320	
	計			5,976				4,700		1,276		8,320	
合計				45,082	19,553	(7,820)		20,290		5,239		23,645	

第4年度実績(43年度)						第4か年合計							
負担区分						事業量	事業費	負担区分					
国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金	その他			国庫補助額	県補助額	市町村費	公庫資金	近代化資金	その他
						ha 43.95	千円 82915	千円 41457	千円 (16581)	千円 33,140		千円 8,318	
						m 693	2089	1044	(417)	830		215	
						ha 460	183	91	(35)			92	
						159.25	85,187	42,592	(17,033)	33,970		8,625	
						4台	4084	2042				2042	
						2台	370	184				186	
6450				5,160	2,675	1棟 342m ²	14,285	6450			5,160	2,675	
520				200	320	2台	1040	520			200	320	
6970				5,360	2,995		19,779	9,196			5,360	5,223	
6970				5,360	2,995		10,496.6	5,178.8	1,703.3	33,970	5,360	13,848	
			6400		1,600		13,840			11,030		2,810	
			240		80	13組	456			310		146	
			6640		1,680		14,296			11,340		2,956	
			6640		1,680		14,296			11,340		2,956	
697			6640	5,360	4,675		119,262	1,788	17,033	45,310	5,360	16,804	

第四編 産業経済

1.1. 林業構造改善事業

農業基本法に三年遅れて林業基本法は39年に制定され、農業構造改善事業と同じくその年から10カ年計画により林野面積4千ヘクタール以上の町村に一町村平均7100万円の事業費で林業構造改善事業を実施することになった。

久万町はさきに愛媛大学の協力により、林業総合調査を実施していた関係もあって、県下の第一回3町村の一つに選ばれ、森林組合の合併の見とおしもつき、40年から3カ年の継続事業を実施した。

林業事業と異なり町村全地が事業地区であった。

久万町林業構造改善事業実績表(昭和40年~昭和42年度)

事業区分	事業種目	事業負担						事業内容
		事業主体	事業費	国庫補助	県費補助	町費	地元負担	
経営基盤の充実事業	国有林野の活用 林地の流動化 林地の集団化 小計	畑野川生産森林組合	79,073	39,300	—	39,773	—	林地条件調査 360,861 ha 経営計画書作成 幹庭 50 ha
		久万町	30,760	15,200	—	15,560	—	
			109,833	54,500	—	55,333	—	
生産基盤の整備事業	林道の開設 小計	久万町森林組合	53,192,000	26,595,500	10,637,000	51,400 (1,423,158)	15,445,500	上厚線3.6m1720 m 13,805千円 永子線3.6m14285m 10,688千円 ヒツダ線40m 390 m 3,430千円 中ノ村線3.6m 770 m 4,933千円 サカ山線3.6m 700 m 5,941千円 引立線4.0m1,135 m 7,662千円 不規則線6m 860 m 6,753千円 計 70035m
			53,192,000	26,595,500	10,637,000	51,400 (1,423,158)	15,445,500	
資本装 備の高 度化	素材生産施設 の設置	久万町森林組合	13,043,690	6,521,750	—	—	6,521,190	索道2台, ウィンチ2台, ブルドーザ ー1台, 集材機3台, チェンソー7 台, トラック1台 小型トラック1台, 刈払機3台, 簡穴 掘機6台, チェンソー8台, 日立機1 機, 移動宿泊施設1棟(畑野川生産森林 組合) 水1基 定置配管一式 ハンドトラクター2台 乾燥用建物12棟, チェンソー13台 乾燥機14台, 軽乗線1台
	造林施設の 設置	久万町森林組合 (畑野川生産森林組合)	228,495	114,031	—	—	114,464	
	樹苗生産施設 の設置	久万町森林組合	835,520	416,800	—	—	418,720	
	特殊林産物主 産施設の設置	久万町椎茸生産組合 父二峰椎茸生産組合	9,676,604	4,833,580	—	—	4,843,024	
	小計		25,840,764	12,912,440	—	—	12,928,324	
その他	草期育成林業 経営の促進	久万町林業クラブ	70,298	35,066	—	—	35,232	新植スギ3.2ha } ヒノキ0.9ha } 5ha 保水 施肥2回 マツ0.9ha } 測量器具3セット, トランシーバー1 セット オートバイ1台, 協業計画書 作成
	協業の推進	久万町森林組合	516,682	25,440	—	—	2,622	
	小計		1219,662	60,506	—	—	61,462	
合計			80,362,259	40,167,500	10,637,000	569,533 (1,423,158)	289,884,26	

林道()内は用地補償費

1.2. 経済団体の育成強化

地方自治体における行政の一面として経済団体の育成強化の問題がある。

商工振興の項で説明しているように、商工業関係については、久万町商工会、久万町商工協同組合の発足、育成についても、町は側面的な助成を講じたが、合併後、農協、森林組合の総合、合併の問題についても、種々手をつくした。けれどもそれぞれに理由があってなかなか協議は進展しなかった。

農協合併については、農業基本法の制定によって、久万町が農業構造改善事業の指定を受けたのを機会に、農構事業実施の前提条件として、5つの農協の組合長、理事を中心とする、合併促進協議会を結成、県農業団体課、農協中央会の強力な指導によって、昭和40年4月1日新しい久万町農協の発足をみたのである。

森林組合についても、林業構造改善事業の指定を一つのきっかけとして、県林政課、県森連の特別の指導を受け、41年3月15日3つの組合を一丸とする久万町森林組合が発足した。

農協、森林組合共に合併によって、経営の基盤が強化されると同時に、積極的な事業を展開し、県下の町村の中でもトップクラスの組合としての地位を固めるに至った。

さらに町の産業施策とも協力し、さびしい農林業情勢の中にあって、生産団地対策、主幹作目育成、主産地づくりに、大きい成果をあげつつある。

1.3. 海外移住

わが国の戦後における海外移住は、昭和27年ブラジル国アマゾン流域へ17家族54名が、農業移民として渡航したのが始まりである。

久万町の海外移住は、昭和30年東明神の丸山謙二君の雇用単身移民がその出発である。父二峰村は31年に村と農業委員会が移住推進協議会を設けて、移住事業の推進を図ったので実績をあげていた。

合併と同時に別表(33)の如き海外移住者奨励条例を設け、全町的に移住推進協議会を組織して、町長が会長となり、農業委員会・農業・公民館等の機関や民主団体の役員が委員となり、町役場経済課が窓口となって、啓発、移住計画、財産処理、予備登録、選出斡旋等を行なった。

昭和34年、久松知事の南米移住地視察による現地报告会、高知県大正町の助役さんを中心とする集団移住者の山脇さんが帰国しての报告会、県職員の説明会、現地映画会等の啓蒙も効果をあげた。

昭和38年9月日野町長は、全拓連南米調査団、12名の中に選ばれ、40日間にわたり南米各地の久万町移住者を訪問激励し、留守家族からの伝言や手紙を届け、現地の生活状況をスライドに写して町にもち帰った。

現地ではほとんどの家族が営農基礎確立の見とおしもついで前途に希望のある生活を送っていると各地で報告した。

かくして昭和36年までに38戸、273人の移住実績(移住者一覧表別表(34)参照、その後は、わが国の経済成長による人手不足、あるいは移住国の農業移住受入れ体制、政治経済情勢などの関係もあって一頓座しているが、最近は大工鉦業の技術者移住要請が強い。

なお、県と町では移住者留守家族会を結成して現地の激励をしており、今年10月には、36年に単身移住した。畑野川武智数之助氏の三男繁君に移住花嫁として大洲市の白石明久氏の二女喜久子さんが町長の媒酌でまとまり、公民館結婚による挙式をあげ、渡航を待ちわびている。

別表33 海外移住者奨励条例(昭和34年4月1日公布施行)

(目的)

第1条 この条例は町民の海外移住を奨励すると共に、渡航前援助対策として奨励金を交付することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 海外移住者とは、日本国政府並に日本海外協会連合会が選考に基づき選考の結果海外に移住する目的を以って海外に渡航する移住者をいう。

(奨励金)

第3条 海外移住者が移住合格通知書の交付を受け内地の港湾の出帆の日時が決定した者に
対し左の区分により奨励金を交付する。

記

1. 一世帯につき奨励金交付額	金	25,000円
家族1名につき奨励金交付額	金	5,000円
2. 単独者につき奨励金交付額	金	25,000円
単独者の加算交付額	金	5,000円

(奨励金の返還)

第4条 移住地到着前において移住を中止又は送還された者は、この奨励金を返済しなければならない。

(委任事項)

第5条 この条例施行に関し必要な事項は町長が定める。

別表 34

久万町海外農業移住者一覽表（昭和30年～36年）

№	移住年月	世帯主 氏名	年 令	渡航前 住所 (注1)	学 歴	職 歴	移 住 形 態
1	30・12	丸山 謙二	20	東明神	新高	農	雇用(単)
2	32・12	佐伯 三夫	21	父野川	旧高	農	雇用(単)
3	34・2	片岡 茂	30	露峯	旧高	農	雇 用
4	34・2	片岡 昇	36	露峯	旧高	農	雇 用
5	34・2	寺岡 忠見	33	二名	小	農	雇 用
6	34・2	西野 勘太郎	31	二名	旧高	農	雇 用
7	34・2	西岡 義照	37	二名	小	農	雇 用
8	34・6	武智 繁	20	畑野川	旧高	農	雇用(単)
9	34・7	宇都宮 重郎	55	東明神	旧高	農	自 営
10	34・7	小川 嵩	45	久万	旧高	農	自 営
11	34・7	小松 光義	35	久万	旧高	農	自 営
12	34・7	檜垣 芳友	32	久万	旧高	農	自 営
13	34・8	八塚 鶴吉	50	久万	小	農	自 営
14	34・9	久保 水夫	39	二名	旧高	農	雇 用
15	34・11	大野 正一	43	直瀬	旧高	農	雇 用
16	34・11	武智 利拳	36	東明神	旧中	農	雇 用
17	35・3	秋本 良計	41	菅生	旧高	農	雇 用
18	35・3	大野 忠太	50	上直瀬	旧高	農	雇 用

経営耕地面積	兼業 1.2種	世帯員 可働人員	携行 資金	移住地	留守家族
田8反 畑1反	1	1 1	5	ブラジル	丸山吉数 父
	2	1 1	6	ブラジル	佐伯初身 父
田1反	2	4 2	5	ブラジル	片岡信秋 兄
田2.3反 畑1反	2	4 2	5	ブラジル	片岡信秋 兄
田3反 畑4畝	2	5 1	3	ブラジル	
田1反 畑1.5反	2	4 2	10	ブラジル	西野貞吉 父
田1反 畑3畝	2	3 2	7	ブラジル	各口正夫 弟
田3反 畑1反	2	1 1	5	ブラジル	武智数之助 父
田3.7反 畑7反	2	7 5	118	パラグアイ	宇都宮幸吉 兄
田1反 畑7畝	2	7 5	40	パラグアイ	尾上正勝 義姉
田2.8反 畑2反	2	5 2	108	パラグアイ	小松音市 父
田7畝 畑2反	2	4 2	108	パラグアイ	檜垣俊雄 兄
田5.5反 畑2.3反	2	6 3	108	パラグアイ	八塚文子 長女
田2反 畑8畝	2	6 2	20	ブラジル	久保ウシ代 姉
田2反 畑1.4反	2	7 4	925	ブラジル	大野留三郎 弟
畑128反	1	4 3	35	ブラジル	
田5畝 畑2.5反	2	3 2	8	ブラジル	秋本富栄 義兄
田3.8反 畑2反	2	8 5	20	ブラジル	

No.	移住 年月	世帯主 氏名	年 令	渡航前 住所 (注1)	学 歴	職 歴	移住 形態
19	35・5	大野盛嗣	23	上直瀬	新高	農	自営
20	35・5	竹内荒一	54	下畑野川	旧高	理農	自営
21	35・5	竹内文一郎	25	下畑野川	新中	農	自営
22	35・5	沖中進	46	東明神	旧高	農	自営
23	35・5	西岡鶴吉	40	東明神	旧高	農	自営
24	35・5	竹内洋一	28	下畑野川	旧高	農	自営
25	35・5	石田完	23	上畑野川	新高	農	自営
26	35・5	清水正雄	45	西明神	小	農	自営
27	35・5	大野謙太郎	48	直瀬	旧高	農	自営
28	35・6	平岡隆雄	31	直瀬	旧高	農	自営
29	35・6	平岡清徳	24	直瀬	旧高	農	自営
30	35・6	光田安晴	27	直瀬	旧高	農	自営
31	35・9	伴田新	51	東明神	旧中	農	雇用
32	35・11	石田功	36	上畑野川	旧高	農	雇用
33	36・4	西岡寅一	46	東明神	旧高	農	自営
34	36・11	菅浅次	32	上直瀬	旧高	農	自営
35	36・10	武智執	30	上畑野川	旧高	農	自営
36	36・10	平岡清繁	45	直瀬	旧高	農	自営
37	36・11	宮崎四郎	43	直瀬	旧高	農	分益
38	36・12	山口真志	27	二名	新高	農	自営

経営耕地面積	兼業 1.2種	世帯員 可動人員	携行 資金	移住先	留守家族
田7反 畑3.反	1種	$\frac{3}{3}$ 人	120万	ブラグアイ	秋本富栄 義兄
田2.4反 畑4.5反	2	$\frac{3}{2}$	45	ブラグアイ	
3. 畑6.3反	1	$\frac{2}{2}$	73.5	ブラグアイ	黒川伊佐男 父
田5.5反 畑1.8反	1	$\frac{6}{4}$	100	ブラグアイ	沖中佐志男 弟
田3.7反 畑1.7反	2	$\frac{5}{3}$	65	ブラグアイ	
田5畝 畑9.反	1	$\frac{5}{2}$	75	ブラグアイ	升田ハル 叔母
田2反 畑3.7反	1	$\frac{3}{3}$	80	ブラグアイ	石田友繁 父
田2.5反 畑0.3反	2	$\frac{6}{3}$	78.5	ブラグアイ	
田4反 畑5.3反	1	$\frac{6}{2}$	143.5	ブラグアイ	
田5.2反 畑5.反	1	$\frac{7}{2}$	180	ブラグアイ	平岡政直 叔父
田1.5反 畑0.5反	2	$\frac{5}{2}$	90	ブラグアイ	平岡政直 叔父
田1反 畑1.3反	2	$\frac{3}{2}$	70	ブラグアイ	平岡政直 叔父
畑1.2反	2	$\frac{2}{2}$	10	ブラジル	渡辺梅雄 亡
田2.4反 畑0.9反	2	$\frac{4}{2}$	180	ブラジル	吉田晴美 兄
田1.7反 畑0.8反	2	$\frac{3}{2}$	11.5	ブラグアイ	石田清美 兄
田0.6反 畑1.2反	2	$\frac{4}{4}$	380	ブラジル	菅恒治 兄
田0.4反 畑2.反	2	$\frac{5}{3}$	50	ブラジル	武智数之助 父
田1.4反 畑4.3反	2	$\frac{6}{3}$	80	ブラジル	木山マサエ 母
畑3.5反	2	$\frac{5}{3}$	30	ブラジル	(八木一正 ^兄)(注2)
畑8.反	2	$\frac{3}{2}$	136	ブラジル	山口義一 兄

1.4. 開 拓 行 政

戦後における緊急食糧増産対策事業として、全国的に推進された開拓入植行政により久万町でも別表(30)のような84戸の入植が行われたが、現状では29戸を残すのみとなった。

開拓離農の背景や理由を考えると次のような段階に区分されるようである。

ア 復員、戦災、外地引揚等により主として町外から入植した人たちが、産業の復興と食糧事情の好転により離農した。

イ 開拓地の地理的条件が劣悪で生産が振わず離農を余儀なくされた。

ウ 入植農家世帯主が老令化し、後継者がなく離農せざるを得なくなった。

エ 酪農の導入により畑作農業の安定を意図したが、気象条件(大雪)により経営が行詰って集団離農した。

大要このような段階があげられるが、55戸の離農家の中には、5戸の海外移住農家も含まれている。

国の開拓行政も社会経済情勢の変化と共に大きく変化し、昭和39年には、全国的に不振開拓農家の離農対策事業として過剰入植地域から補助金を出して離農を推進し、残った農家の経営規模の拡大を図ろうとした。

この施策は同時第3次開拓管長推進事業も含め、経営の実態調査により各農家を次の3段階に区分して助成措置を構じたのである。

一類農家 自立経営の見とおしのついたもの。

二類農家 あと一息で自立可能を見込まれる農家、この者には管長振興の特別融資を行なう。

三類農家 過剰入植農家として離農助成対象とする。また離農は出来ないが、国庫貸付金の返済困難なものには、5カ年の償還延期措置をする。

昭和43年度で二類農家の中から特別融資を受けたものが7戸、離農対象農家5戸を数えたのである。(参照 別表(31.)、(32))

第二次開拓管長施策の一環とし、開拓農協(各開拓地毎に開拓農業協同組合を設立している。)の数組合ある町村には町村役場に合同事務所を設置し、事務の統合処理と管長指導の強化を図ることになり、久万町でも39年4月1日、町役場産業課内に5開拓農協の合同事務所を設置し、県事務所農務課に配置されている専任指導員と協力して指導に当たることになった。

従って久万町の場合、先程述べたような離農対策事業についても、合同事務所が主体となり、農業委員会、農業協同組合の強力な援助によって、資産、負債の処理の一環した構置がとられたのである。

高度経済成長は農村地帯に、かつて経験なき変革をもたらしているが、開拓地はそのきびしさも一段とはげしい。すなわち畑作単作で果樹園芸には向かない自然条件の中にある久万町では、不安定な一般畑作物の経営では、とうてい自立化は望めず、酪農についても先例にみられる失敗の条件が克服される見とおしも現状では立ちにくい。残存する29戸の内自立化への基盤を固めた農家は、たばこ耕作によるものである。

しかもこれら自立化基盤の確立の見とおしのついた農家は、地理的にも部落に接近しており、経営耕地の状況もよく、最近では一般既存農家をリードしてゆく条件が整ったとみられるものも多い。

別表 30 当初、現在開拓者譚（昭和43年10月）

組合名	区分	当初入植数	離農または 帰農者数	現在組合員数	摘 要
東 明 神		21	15	6	
新 開 山		17	8	9	
西 峰		11	3	8	
由 良 野		7	4	3	
芋 坂		12	12	0	
笹 登		11	8	3	
瀬 戸		5	5	0	
計		84	55	29	

別表 31 昭和39年度振興対策資金貸付決定額

（単位 千円）

開拓組合名	農 舎	乾 燥 場	機 械	計	摘 要
新 開 山	600	80		680	償還期間 21年
西 峰	200	80		280	据置期間 6年
笹 登	690			690	有利子期間 6年

昭和40年度振興対策資金貸付決定額

(単位 千円)

開拓組合名	農舎	乾燥場	機械	計	摘要
新開山		85	135	220	ミスト機 1台 小型トラック 1台
西峰			130	130	ミスト機 1台 小型トラック 1台
笹登			240	240	小型トラック 1台

一部財産処理

区分 組合名	地目	面積	金額	摘要
西峰	山林	19.5.14 ^{反畝歩}	371,000 ^円	1件 経営改善推進のための処分
新開山	山林	13.9.29	452,000	1件 〃

昭和40年度離農対策事業

別表 32

区分 組合名	地目	面積	金額	離農助成金	負債額	差引額	摘要
	宅地	176坪	14,500				1件
新開山	耕地	182アール	230,500	500,000	500,000	464,000	
	山林	110アール	178,000				
	建物	17.5坪	41,000				

昭和42年度離農対策事業

区分 組合名	地目	面積	金額	離農助成金	負債額	差引額	摘要
	宅地	128坪	51				1件
新開山	耕地	29.2アール	510,000	500,000	840,000	250,000	
	山林	126.2アール					
	建物	11.4坪	80,000				

別表 32

昭和43年度離農対策事業

区分 組合名	地目	面積	金額	離農助成金	負債額	差引額	摘要
	宅地	90 坪					1 件
新開山	耕地	822 アール	2,530,000	500,000	0	3,130,000	
	山林	420.1 アール					
	建物	33.22 坪	100,000				
	宅地	90 坪	45,000				1 件
笹登	耕地	174 アール	850,000	500,000	1,334,291	840,709	
	山林	60 アール	530,000				
	建物	339.32 坪	250,000				
	宅地	152 坪	443,500				1 件
新開山	耕地	241.1 アール	1,074,000	500,000		857,736	
	山林	34 アール	105,000				
	建物	142.5 坪	50,000				

15. 農業共済事業

1. 制度

「農業災害補償法」では農業者が、不慮の事故によって受けることのある損失を補償して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することが目的となっている。つまり、政府と農業者が一定の掛金を出し合って行なう一種の保健事業である。

2. 機構

従来この事業は、農業共済組合によって運営されてきた。この組合は営利事業が行なえない運営上困難な面があり、農家からの依頼度の点からも町がこの事業を行う方が、より健全運営がなされるであろうと云う観点から、昭和38年4月1日に農業共済事業は町移譲となり現在に至っている。

過去10年の沿革を見ると、昭和34年町村合併の時点においては、久万、川瀬、父二峰、と、それぞれ3つの農業共済組合があった。当時の役員は次のようになっている。

久万町

組合長理事 重 藤 俊三郎 理事 児 玉 留 吉
 理事 小 倉 秀 夫 理事 西 森 勸

理事	山岡 武一	理事	片山 忠雄
理事	石丸 和市		
監事	一柳 世志梅	監事	正岡 昭

川 瀬

組合長理事	光田 一尾	理事	日野 泰
理事	大野 輝光	理事	平岡 晴義
理事	大野 直	理事	日野 雄
理事	大野 勇	理事	石丸 享
理事	小倉 重勝	理事	岩本 三郎
監事	正岡 正夫	監事	亀田 重清
監事	段ノ上 明		

父二峰

組合長理事	上岡 民好	理事	清水 定雄
理事	長栄 佐陀雄	理事	成野 覚
理事	土居 康男	理事	岩口 久松
理事	岩口 進	理事	水岡 伝
理事	白石 研太郎	理事	大野 勘藏
理事	西岡 忠義	理事	原細 重次郎
理事	恩地 義一	理事	大野 勲男
理事	岡田 清丸	理事	大原 元明
監事	宮田 伝	監事	高岡 万太郎
監事	上岡 照雄		

町村の合併に伴い前記三組合が、昭和35年2月1日合併して、久万町農業共済組合設立となった。役員は次のようになっている。

組合長理事	日野 泰	理事	尾形 旧四郎
理事	重藤 俊三郎	理事	西森 勲
理事	児玉 留吉	理事	片山 忠雄
理事	小倉 英夫	理事	正岡 昭
理事	山岡 武一	理事	小倉 重勝
理事	光田 一尾	理事	大野 輝光

理事	日野 彰雄	理事	平岡 晴義
理事	長栄 佐徳雄	理事	成野 覚
理事	白石 研太郎	理事	上岡 民好
理事	横田 重市	理事	恩地 義一
監事	一柳 世志梅	監事	稲田 福富
監事	高岡 万太郎		

昭和35年5月27日、重藤俊三郎組合長となる。

昭和37年9月20日、成野覚組合長となる。

昭和38年4月1日、農業共済事業は町移譲となる。但し債務の関係上清算段階での久万町農業共済組合が、なお暫く存続する。

昭和39年4月22日、久万町農業共済組合解散する。

3 共 済 事 業

(1) 農作物共済

水稲、麦を対象に10アール以上の耕作者は、強制加入である。気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害により三割以上の原因による災害を受けた場合、一定の共済金が農家に支払われる。

昭和38年までは、掛金の90パーセントが農業共済組合会を通じて国へ掛金を納付していた。災害の際農家に支払う共済金の90パーセントは、逆に国から連合会、町村、農家へと流れていたが、昭和39年より、農家から徴収した掛金は、全額町村に残る仕組となった。これは、町村に一定の保険責任を持たせるとともに地域性が生かされたことにもなる。

次に過去10年の実績を見ると、特に昭和38年の大豪雪は、積雪四メートルを超え、2カ月以上にわたって全く地肌を見せない状態であった。従って麦は収穫皆無、その他冬期作物も収穫皆無となった。同年の水稲においても、気温が低く、雨も多く、品種によっては青立不稔の惨状を呈した。また稲熱病も大発生し、稀に見る大被害となった。昭和40年水稲においても、稲熱病等の大きな被害を受けた。麦の共済事業については、経営面積が非常に少ないため、昭和44年産から休止することになった。

(2) 家 畜 共 済

牛馬を対象に実施している保険事業であり、死産事故と病傷事故を一元化した事業である。飼育者は義務加入となっているが移動がはげしく、飼育者の把握が困難であり、又、納金しない人もあって任意加入の傾向が強い。

昭和41年度までは、家畜一頭ごとの加入であったものが、昭和42年度から、包利加入

方式と云って、飼育している家畜全部を一体として加入する方式に制度が変わった。

最近獣医の数が非常に少なく、久万町においても、獣医の確保と言う観点から、この家畜共済にかなり力を入れてきた。今後においても、ますます力を入れる必要がある。

(3) 蚕 繭 共 済

昭和43年より、新規事業として蚕繭共済事業を実施することになった。蚕期毎に、5箱以上掃立の機家は強制加入である。

春 蚕	77戸	掃立量	284箱
夏秋蚕期	139戸	〃	253箱
晩秋蚕期	186戸	〃	416箱

(4) 任 意 共 済

任意共済事業には、産物共済、農機具共済、肉豚共済があるが、農業共済組合当時においては、組合でこれ等の事業を実施していたが、現在、行政の中ではこの種の事業は実施できないので農業共済推進協議会の名において、若干これ等の事業を実施している。

第 表 水 稻 実 績 表

項目 年度	引受面積	引受収量	共済金額	農家負担 共済掛金	三割以上 減収量	支払共済金
34年	687 ha	千kg 16,40	千円 29,197	千円 680	t 49	千円 863
35	700	1,879	37,577	902	114	2,271
36	738	1,986	39,720	950	85	1,700
37	729	2,017	50,428	1,021	40	996
38	728	2,090	73,143	1,481	275	8,676
39	725	2,104	84,172	1,722	95	3,791
40	722	2,070	103,490	2,126	175	8,736
41	717	2,111	126,640	2,609	74	4,430
42	719	2,132	149,267	3,528	66	606
43	719	2,190	175,195	4,154	未定	未定

第 表 麥 實 績 表

項目 年度	引受面積	引受収量	共済金額	農家負担 共済掛金	3割以上 減収量	支払共済金
年	ha	千kg	千円	千円	t	千円
34			2391		12	217
35	114	178	2566	55	24	346
36	65	98	2454	52	9	217
37	25	35	868	19	6	142
38	26	39	979	26	39	979
39	28	42	1,047	28	8	206
40	18	29	879	29	1	38
41	9	16	466	15	1	29
42	7	11	379	13	0.5	30
43	4	6	204	11	0.5	17

第 表 家 畜 實 績 表

項目 年度	引受頭数	共済金額	農家負担 共済掛金	死廃事故 頭数	病傷事故 頭数	死 廃 共 済 金	病 傷 共 済 金
年	頭	千円	千円	頭	頭	千円	千円
34	538	8115	276	12	111	217	64
35	370	7,060	209	3	148	48	85
36	355	6,975	181	1	89	20	47
37	366	5,395	141	4	79	40	60
38	324	7,050	186	3	92	17	57
39	383	8,900	246	3	101	41	75
40	465	14,080	429	7	177	100	146
41	527	19,710	608	5	165	92	142
42	613	27,180	806	9	292	143	143
43							

4. 商工業振興対策

(1) 商工業振興事業

従前各地区の商店街には任意の商工会組織があったが、昭和35年五月に商工会の組織に関する法律制定があり、久万町においては久万・父二峰・川瀬地区を含めて、同36年2月法律に基づく商工会として改組し発足した。

県の援助による商工業経営指導員がこの組織に配置されると共に町も援助して職員1名を置き、商工業振興に対する経営指導の充実を期することになった。

商工業者に対する金融の円滑化を図るため銀行、その他の金融機関からの貸付事務を商工会が代行すると共に、中小企業金融公庫の資金利用に対する信用保証の業務についても県の信用保証協会に加入し、町が出資金を拠出して、債務保証を分担し、資金利用に努めている。

昭和41年、商工会役員の発起により、久万町商工協同組合の設立に当っては側面的に援助し、小口事業資金の貸付制度、商品の協同販売、協同購売の推進による零細企業の相互協力体制の充実に大きい期待を寄せている。

国道33号線の完全改修と自動車交通の発達により、久万地方の消費圏は毎年に広域化して、久万町の商工業不振が問題となり、その対象を望む世論が高まってきた。そこで町は、昭和42年7月愛大教育学部地理学研究室の石水助教授に、久万町商工業振興対策の基礎調査を依頼し、現状の診断と将来の方策について専門的に研究をとりまとめ、43年久万町内の学識経験者による、商工振興審議会を設置、さきの石水教授の基礎研究を柱に具体的な施策の検討を始めている。

農林業は公共事業について、国、県の助成措置が各方面に適用されるが、商工業については、その職種の特异性から、公共事業による直接の援助事業とみられるものがなく、従って個別事業の資金融資制度の拡充強化に施策の要点がおかれているが、今後もこの方向が大きく変化する事は予想されない。

結局は内部的には商工業者の組織力の強化と協同体制の強化、行政的には環境、条件の整備、地場産業の育成といった措置が、商工会と町の一体的な協力において推進されなければならない。

なお合併後の事業としては次のようなものがある。

ア 街路灯の整備

水銀灯	16基
スズラン灯	13基

残置灯 15基
 商工会育成費 毎年当初予算で
 商工協同組合育成出資
 花火大会補助金 毎年度

イ 観光、公園整備

郡内には、文部省指定の名勝地古岩屋公園と、古岩屋を含む岩屋寺、五段高原、大野ヶ原、小田深山溪谷、大川嶺を含む、四国カルスト自然公園、黒森峠から陣が森、皿が峰、三坂、塩が森を含む皿が峰自然公園、町立公園の笛が滝、夏のキャンプ場としての千本峠がある。

これら観光開発については郡内各町村、および温泉郡関係町村と協同して県当局に働きかけると共に、交通運輸の機関、観光資本の協力による開発計画を進めている。

三坂は伊予鉄観光との提携において、三坂ドライブイン、展望台など漸く開発が著しかったが、古岩屋については、昭和37年坪内観光により温泉発掘のボーリングが失敗し、一頓挫の形である。

笛が滝公園は町民の公園として、年次計画による施設整備充実に努めており、千本峠のキャンプ場についても、夏期における青少年キャンプ場、研修場としての整備を行っている。

皿ヶ峰キャンプ場については、伊予鉄、愛媛大学山小屋、松山営林署の協力により県下屈指の野営場として期待されている。

合併以降の各施設の整備状況は次のとおりである。

三坂公園施設

年 度	施 設 名	事 業 費
昭和35年 8月	休憩所新設	274,000
38 " 5 "	便所新設	130,000
40 " 8 "	休憩所改修	46,000

古岩屋公園施設

年 度	施 設 名	事 業 費
昭和36年 3月	公衆便所新設	145,000
36 " 3 "	休憩所新設	117,000
40 " 11 "	橋梁改修第1	52,000
40 " 11 "	橋梁改修第2	71,000
42 " 10 "	三 坂	3,000

千本峠キャンプ場施設

年 度	施 設 名	専 業 費
昭和40年 8月	水道施設	56,000
40" 8"	電灯施設	5,000
41" 7"	組立便所	68,000

笛ヶ滝公園施設

年 度	施 設 名	専 業 費
昭和40年 7月	便所新設	265,000
40" 11"	スキー場土地購入	180,000
40" 11"	休憩所新設	500,000
41" 1"	スキー場整備	95,000
41" 3"	休憩所改修	62,000
42" 7"	グランド設備	100,000
43" 3"	水銀灯常設	260,000
43" 10"	道路改修	200,000

(2) 分譲住宅の開発

年々減少しつつある人口、並びにさびれ行く地域の振興対策に、また、自治体としての久万町の開発計画の一環として、分譲住宅の造成を進めている。

久万町は、国道33号線の改修によって松山市の近郊の町として新しい開発を考えなければならぬ時期に来ている。

四国の軽井沢とも呼ばれている久万町は、四国山脈に抱かれた高原地帯であり、四季を通じて、夏は深緑と冷涼、秋は紅葉、春は花鳥にまつまれた比類ない自然美を持っている。

特に夏季は最適の避暑地として関西でも屈指の住宅地となる可能性をもっていると自負している。

久万町ではこの自然的諸条件を活用して分譲住宅団地約5ヘクタールを買収、今年中には道路の整備を完了して、明春早々には分譲する計画である。

現在すでに分譲予約の申込みが殺到しており将来が宿望されている。

事業の進展に伴って開発公社の設立も合わせて考え順次拡大の方向に進め、地域振興対策を図る方針である。

(3) 工場誘致について

合併当時15,000人の人口も10年を経過した今日では1万1千数百となった。

特に若年労働者の都市への流失は激しいものがある。

久万町もこうした人口の減少を防ぐためと、地域産業の振興を計るため工場誘致を計画し、大阪に本社を置く丸井台織株式会社と交渉を続けて来たが、本年5月に交渉も成立し、いよいよ明年3月より操業する運びとなった。

この工場での主要製品は、各種台織、化織、メリヤス等下着類の縫製工場であり、従業員の大多数は女子が主である。

久万町もこの工場を誘致するため久万中学校の北側に用地を求め工場用地として四千平方メートルの敷地を造成した。又建物については、大阪本社の方で設計し、本年末には工場、事務所、女子寮等、約820平方メートルが完成される見込みである。

明年3月の操業開始に備え本社工場へは研修生として6月頃より10数名を送り操業開始の準備も着々進んでいる。

会社の方針としては当初50名程度の従業員で発足し、2.3年後には150名程度の規模に拡大する計画である。

本工場を誘致することによって久万町内での就業の場所が提供され、人口の流失を防ぎ合せて郡全体の地場産業として育成発展させていきたい。

5 国土調査の概要

国土調査法成立までの経過

狭い国土に過密な人口を擁するわが国において、国土の利用の高度化によって、経済の再建を図ろうとする論議が、第二次世界大戦直後有識者の間で行なわれ、昭和22年経済安定本部に設置された資源委員会に、土地部会の組織が確立されて、土地調査に関する研究が進められた。こえて昭和25年5月10日には、経済安定本部に土地調査準備会が設置された。この準備会において国土調査の実施に必要な準備調査が行なわれ昭和26年3月、第10国会「国土調査法案」が上提され、同年6月1日法律第180号をもって国土調査法が制定されるにいたったのである。

国土調査の内容

国土調査は、国土の基礎調査であり、基本調査・地籍調査・土地分類調査および水調査に分類される。このうち基本調査は地籍調査のための基準点の測量土地分類調査のための三角点等の測量・土地分類調査のための地形・地質・土壌の概況調査・水調査のための観

測地点の選定であり、地籍調査は土地の境界・面積・所有者・地目・地番の調査であり、土地分類調査は土地の利用現状、自然的要素、生産力の調査であり、水調査は雨量・流量・水質流砂状況、水利の調査である。

地籍調査とは何か。

地籍調査は土地の基礎調査である。その調査する事項は、一筆毎の土地について地番、地目、境界の調査と登記簿（又は土地台帳）に記載された所有者に関する確認と併せて、境界の測量及び面積の測定であり、調査の結果は地図及び簿冊に作成される。調査の範囲は、日本全土のあらゆる地目の土地におよんでいる。その地図は、地籍図といい、あらゆる土地の一筆毎の境界を、近代的測量技術をもって極めて正確に測量して縮尺500分の1から1,000分の1までの地図に作成するものであり、基準点に基づく測量が実施される結果その他図上の一筆毎の土地の境界点の地球上に占める位置が明らかにされる。また、災害、その他の理由により、現地における土地の境界が不明になっても、この地図によりその境界を現地に復元する能力を有するものである。又、その簿冊は地籍簿といい、その様式は土地登記簿の表題部と同じ内容で一筆毎の土地の所在・地番・地目・面積・所有者につき調査確認の結果を記載したものである。これらの地籍図、および地籍簿は、その写が登記所はこれに基づいて、土地台帳および登記簿の表題部の記載を改めなければならないことになっており、この場合登録税、その他の費用は一切かからないことになっている。

地籍調査の必要性

西欧先進国では19世紀に地籍調査を完了し、現在では、その成果を維持管理しているだけである。わが国では、いまだかつて、地籍調査の行なわれた例はない。土地に関する調査の例としては、わずかに封建諸侯が行なった領土の検地や、明治政府が行なった地租改正に伴う検地等、租税徴収を主目的とする調査が行なわれたに過ぎない。それに、現存する土地に関する資料は非常に貧弱であり、登記所に備え付けられている地図（字限図）兼土地台帳、登記簿等も、明治初年に作られたものを基礎として、これに加除訂正を加えたもので、不完全な個所が極めて多い。特に地図は、当時の幼稚な測量技術と課税に対する配慮等のため、実際の土地に比べて大きさも形もほとんど違っており、はなはだしい場合には、大きさが何分の一にもなっていたり、形が全然違っているものが数多くある。

このように地図の精度が低いので、現地と合わず、又隣接する地図との接合ができず、地図としての役割を果たし得ないようなものである。

さて、前述のように我が国産業経済の高度な発展のために土地利用の高度化は不可欠の要件となりこの要請を満たさねばならない。そのためには、早急に全国土にわたり科学的

に実態調査を実施して、土地に関する基礎資料としての地籍図、地籍簿を整備して、地籍制度の確立を図ることが必要である。

地籍調査の成果は、土地に関するあらゆる施策の基礎資料として利用できるが、その具体的な効果の主なるものをあげれば次の如くである。

① 測量の費用と時間の節約ができ正確な計画施工が可能となる。

左記の如き事業の計画が図上で出来るので、事業実施の都度、測量を繰り返す必要がなくなり、精度の高い地図により正確な計画及び施行が可能となる。

- イ 公共土木事業
- ロ 土地改良事業
- ハ 農業構造改善事業
- ニ 都市計画事業
- ホ 総合開発事業
- ヘ 宅地、工場用地等の造成事業

特に、農地及び宅地の区画整理事業を実施する場合には、地籍図が出来ていれば事業が非常に円滑に実施でき、用地買収等の売買を行なう場合にも、図上で簡単に合理的に売買の交渉ができることになる。

② 農林業等の経営合理化のための資料が得られる。

正確な地目・境界・経営面積を知ることができるので収益や所要資材労力等の正確な計算が可能となり、協業を行なう場合にも収益の配分費用の分担を合理的に行ないうる。

③ 土地の権利関係が明確になる。

境界及び面積の調査により、正確な地図ができるほか、地籍図の境界復元能力により、将来の境界紛争予防の手段も得られ、所有権が確実に保護せられることになる。

④ 公租公課等の負担の公平化を図ることができる。(固定資産税の賦課にあたっては、地籍調査を実施していない地域との負担の均衡上、必要があるときは市町村長は、地籍調査前の面積を賦課基準にしてもよいことになっている。)

⑤ 登記簿の記載事項の修正整理ができる。

現況による地籍調査により地番・地目・面積の変更合分筆所有者の表示変更を代位登記により所有権の保存登記、相続による所有権移転登記等をほとんど無料で簡単に行なうことができる。

⑥ その他土地行政全般の合理化、効率化を図ることができる。

地籍調査に要する経費

地籍調査の経費は、全国平均で大体一平方キロメートルあたり115万円程度である。この経費の負担区分は左記の通りであり土地の所有者等の個人には負担がかからないことになっている。

久万町における国土調査（地籍調査）実施について

1. 久万町においても昭和43年度より国土調査（地籍調査）を実施することになり、今年度上畑野川地区より着手することになり、現在甲番地域の一筆地現地調査と図根三角測量並びに図根多角測量と造標、観測を実施中である。
2. 10カ年計画にて実施予定

久万町の総面積（実施面積）159平方キロメートルを左記年度別実施計画により10年で実施する予定になっている。なお、国土調査10カ年計画実施事業費に対する国・県費補助、交付税や町負担額は左記の通りである。

別 表 国土調査10ヶ年事業計画の概要

年次	実施面積	事業費 総 額	補 助 の 内 訳				基準事業 費 計	基準事業外 の町債持ち 出し分
			国庫補助	県費補助	特別対策税	町負担金		
(43年度) 1	5.29	6,098,000	2,696,000	67,400	337,000	337,000	4,044,000	2,054,000
2	15.80	18,201,000	8,047,000	2,010,000	1,005,000	1,005,000	12,057,000	6,134,000
3	19.50	22,464,000	9,928,000	2,482,000	1,241,000	1,241,000	14,892,000	7,572,000
4	18.20	20,966,000	9,264,000	2,316,000	1,158,000	1,158,000	13,896,000	7,070,000
5	15.40	17,740,000	7,840,000	1,960,000	980,000	980,000	11,760,000	5,980,000
6	16.10	18,547,000	8,200,000	2,050,000	1,025,000	1,025,000	12,300,000	6,247,000
7	17.20	19,814,000	8,760,000	2,190,000	1,095,000	1,095,000	13,140,000	6,674,000
8	17.97	20,701,000	9,152,000	2,288,000	1,144,000	1,144,000	13,728,000	6,973,000
9	16.80	19,353,000	8,552,000	2,138,000	1,069,000	1,069,000	12,828,000	6,525,000
10	16.74	19,284,000	8,520,000	2,160,000	1,065,000	1,065,000	12,780,000	6,504,000
計	159.00	183,168,000	80,959,000	20,238,000	10,119,000	10,119,000	121,435,000	61,733,000

6. 産業農地行政の概括

久万町は従来、産業別構成を見てもわかるように、その変化も乏しく固定し勝ちな経済社会であった。その成長も停滞し勝ちであったが、戦後わが国の高度な経済成長の刺激を受け遂次、変動を見せ始めてきた。

従って、久万町においては、これらの産業経済の変動や合併による広域化などを背景として、いきおい新町の行財政も複雑多岐にわたってきた。

いうまでもなく、自治行政の目的は、最大多数の最大幸福を実現することである。換言すれば、町民のすべてが「明るい豊から生活を営む」ことのできる諸施策を講じ、さらに、それを実現していく中で町民一人当りの実績所得を拡大することにある。

このための自治行政は農林商工全般にわたる産業振興政策に重点がおかなければならないと考えられる。

このような観点にたつて合併後の第一段階としての計画にもとづき、町は関係諸官庁、政界・財界の有識者を招いて具体的施策を決め新町の基礎づくりとその実現につとめてきた。

なお、合併の主な事業関係について2.3を述べてみると、新農山漁村対策事業の施行、経済団体の統合育成（農協、森林組合）、農林業構造改善事業の施行、また農地行政については、久万町農業委員会により、農地法に基づく幾多の処理が適正に行なわれている。また、人口流出対策として、地場産業育成のための工場誘致事業の着手、並びに久万町のもつ自然とその環境を生かすための分譲宅地事業に着手した。さらには、国土調査事業10カ年計画に着手したこと等が挙げられる。

しかし事業を完遂させることができたのは、町に対する諸官庁・財界界などの熱心な指導助言、さらに町民各々の協力の賜物と深く感謝をしている。

なお今後のあり方について考えるとき本町の現況は、農林商工ともに伸び悩んでいる。その主な原因は、農林業・商工業ともにその規模が零細であることと、加えて地理的な条件などに起因しているといえよう。これらの問題解決のためには当然、国や県の協力を得て解決すべきものや、町自体で解決しなければならないものなどがあることはいうまでもない。

いずれにしても、町民の所得向上のためには、わが国経済社会の実態とその動向を把握し、将来の課題を正しく認識して、その開発と発展を期していかななくてはならない。

ついで次期対策の問題としては、第二法農林業構造改善事業を推し進めていくことや、山村振興法による指定を受け、産業基盤と生活環境の整備を図ることによって、経済力を培い町民の福祉の向上に努めたいと考えている。さらに商工業振興対策については、個々の商店なり企

業が、それぞれの立場で努力し発展させるべきことを要請されなければならない。しかし、町としては、商店や企業個々の計画や努力では言効のあげられにくい問題、すなわち商店や企業の外側をとりまく、地域の商工業振興基盤の醸成とたの開発に力を注がなければならないことはいうまでもない。これらのことを巧に組み合わせることによって始めて、その成果をあげることができる。

そこで町としては前具体的な計画を立てどう実現していくかの諸施策を練りつつある。

以上町の産業振興のあとを概括的に述べてきたのであるが、町民各位におかれても、それぞれの場において、各自責任を自覚し、秩序ある経済活動を推進することにより、明るく住みよい町造りに切なる協力を願う次第である。